

新 市 建 設 計 画

(伊賀市まちづくりプラン)

伊賀地区市町村合併協議会

新市建設計画策定小委員会

2014（平成 26）年 9 月変更 伊賀市

2019（令和元）年 6 月変更 伊賀市

目次

序章	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画策定の方針	1
（1）計画の趣旨	1
（2）計画の構成	1
（3）計画の期間	1
第1章 合併関係市町村の概況	2
（1）位置・地勢	2
（2）気候	2
（3）面積	3
（4）人口・世帯	4
（5）産業構造	5
（6）その他の地域特性	5
第2章 主要指標の見通し	6
（1）人口	6
（2）世帯数	7
（3）産業	8
第3章 新市のまちづくりの基本方針	9
1. 新市の将来像	9
2. 新市のまちづくりの基本理念	9
3. 土地利用計画及び各ゾーン振興の方針	10
4. 地域自治の方針	12
第4章 新市の施策	16
1. 分権・自治の確立 「市民」が主役・地域が主体 伊賀市分権型まちづくり	16
①行政組織内分権の確立	16
②伊賀流住民自治活動に対する支援	16
③伊賀流住民自治の実現に向けたパートナーシップの形成	17
④自治能力の向上 ～自立したまちづくりに向けて～	18

2. 健康・福祉の推進	安心して暮らすことのできる福祉社会をめざして	20
①健康づくりが実現し、安心して暮らせるまち		20
②一人ひとりが尊重され、ノーマライゼーションが実現するまち		21
③支えあい、参加する福祉文化のあるまち		22
④安心して子どもを産み育て、子どもの成長を保障できるまち		22
⑤若者が定着する魅力あるまち		23
3. 生活・環境の再生	安全で住みよい自然共生都市をめざして	25
① 生きよう！ 自然とともに ～人間優位から共生へ～		25
② 築こう！ 伊賀流ゼロエミッション ～ゴミゼロ社会の実現～		27
③ 守ろう！ 暮らしの環境 ～ふるさとの原風景を次世代に～		27
④ 創ろう！ 安全な地域 ～安全神話や他人任せからの脱却～		28
4. 教育・文化の充実	人を育み 文化を創る	31
①未来の地域を育む人づくり		31
②心と体を育む生きがいづくり		32
③地域文化の継承と創造		32
④人権文化の創造		33
5. 産業・交流の促進	新しい価値の共創と多様な交流	35
①地域産業 ～伊賀市をブランドとして確立し～		35
②21世紀型産業 ～起こせコミュニティ・ビジネス、人にやさしい真の技術を～		36
③多様な地域資源 ～歴史と自然がおりなす物語の連携を～		36
④圏域内外交流 ～人の出会いに心ときめく地域のアイデンティティを～		36
⑤情報通信基盤 ～ユビキタス社会の到来を踏まえて～		37
⑥国際交流 ～小さい伊賀市から、俳句・忍者を世界へ～		37
三重県の施策		39
第5章 公共的施設の適正配置と整備		42
第6章 財政計画		43

序章

1. 計画策定の背景と目的

2000（平成 12）年 4 月 1 日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されました。同法は中央集権型行政システムを地方分権型へと転換するものであり、地方分権が本格的な実施段階に入りました。

また、住民生活に目を向けると、日常生活圏が拡大し、市町村の枠を越えた幅広い移動、交流活動が開されるようになっていきます。

こうしたなか、一層進展する少子高齢化社会や高度情報化社会への対応、高度化・多様化する住民ニーズへの対応が求められており、市町村の役割はますます大きくなっています。さらには厳しい財政状況を踏まえ、行政の改革が求められています。

この計画は上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町が合併した場合の新市の発展や政策等の方向性を示すとともに、他地域と連携・交流・切磋琢磨し、周辺地域も含めた広い地域の総合的な発展と振興をめざして策定するものです。なお、近隣の市町村と連携しなければ推進できない施策等もあることから、将来的に伊賀がひとつになるという願いも込めて、合併後の新市の枠組みだけにとらわれず伊賀全域の振興についても考えるものです。

また 2002（平成 14）年度に策定した「新市将来構想」の理念等を踏まえつつ、新市が一体となりすべての住民が健康で幸せな生活がおくれるよう具体的な施策を計画しています。

2. 計画策定の方針

（1）計画の趣旨

この計画は、速やかに新市としての一体性を確保するとともに、ハードだけでなくソフト面にも配慮した計画となっています。すなわちこの計画は新市のまちづくりを推進するための計画であり、そのために必要な事業や財政的な計画を策定するものです。

また、この計画は新市の総合計画にも受け継がれ、年次計画に基づき推進されていくこととなります。

（2）計画の構成

この計画は、

序章

第 1 章 合併関係市町村の概況

第 2 章 主要指標の見通し

第 3 章 新市のまちづくりの基本方針

第 4 章 新市の施策（県の取り組みも含む）

第 5 章 公共的施設の適正配置と整備

第 6 章 財政計画

の 7 本柱で構成します。

（3）計画の期間

この計画は、合併の行なわれた日の属する年度及びこれに続く 17 年度の計画とし、その間に行う施策等について記載しています。

財政計画については特例措置が終了した後も健全な財政状況を維持できるよう、それぞれ過剰に見積もることのない財政計画とします。

第1章 合併関係市町村の概況

(1) 位置・地勢

当地域は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接しています。近畿圏、中部圏の2大都市圏の間に位置し、それぞれ約1時間の距離です。近年ではこのような条件から三重・畿央地域として首都機能移転候補地にも挙げられています。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっています。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用していますが、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されています。

また、水系は大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源地となっています。当地域を取り巻く森林は地域の景観を形成するとともに、水源かん養、水質ろ過等の公益的機能を発揮しています。このため、自然環境の保全に対して住民の関心が高く、多くの地域で自然との共生をめざした活動も展開されています。

■位置図・地域図



(2) 気候

当地域の気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっています。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもあります。

◆2001（平成13）年度 気象状況

	気温（度）			年平均湿度 （%）	総降水量 （mm）
	年平均気温	最高気温	最低気温		
津	16.1	38.9	-1.8	67	1582.5
四日市	15.0	38.2	-4.4	70	×(10月欠測)
上野	14.4	36.9	-4.8	71	1266.5
尾鷲	16.2	37.5	-2.6	72	4283.5

資料：2003（平成15）年刊 三重県統計書「気象官署別気象」より抜粋

(3) 面積

合併した場合の新市は、東西約 30 k m、南北約 40 k mの縦長で、面積は約 558 k m²になります。

土地利用としては森林が全体の約 62%を占める一方、農用地が約 14%、宅地は約 5 %となり、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図ることが必要となっています。

◆構成市町村の土地利用状況

単位：h a

	農用地	森林	原野	水面・水路	道路	宅地	その他	総面積
上野市	4,248	9,259	0	514	1,110	1,748	2,647	19,526
伊賀町	1,126	3,271	0	184	351	391	878	6,201
島ヶ原村	209	1,438	0	22	87	68	471	2,295
阿山町	1,069	4,007	0	175	314	232	1,500	7,297
大山田村	864	7,772	0	141	307	186	328	9,598
青山町	494	8,775	0	149	302	196	984	10,900
新市	8,010	34,522	0	1,185	2,471	2,821	6,808	55,817

資料：三重県「県土地利用に関する各種施策の現状の課題」より抜粋

(4) 人口・世帯

1975（昭和 50 年）頃までは人口は減少傾向にありましたが、その後、企業の進出や住宅団地の開発などにより、人口は緩やかに増加してきました。しかし、近年においては横ばいから減少に転じています。

特に住宅団地を抱える地域では、同世代の世帯が急激に流入したため、高齢化も急激に訪れることが予測されます。なお、北部地域は、昼間人口、夜間人口に大きな差異は見られませんが、南部地域では大阪方面への通勤・通学者が多く、昼間人口が少なくなっています。

世帯数については、核家族化や住宅団地への流入等により増加していますが、1 世帯あたりの人員は年々減少の傾向にあります。

単位：人

		1980（昭和 55）年	1985（昭和 60）年	1990（平成 2）年	1995（平成 7）年	2000（平成 12）年	2005（平成 17）年	2010（平成 22）年	2015（平成 27）年
上野市	人口	60,835	60,812	60,242	60,986	61,493	62,555	60,909	57,076
	世帯数	16,801	17,458	18,172	19,743	21,136	22,881	22,901	21,904
	1 世帯人員	3.62	3.48	3.32	3.09	2.91	2.73	2.66	2.61
伊賀町	人口	10,208	10,214	10,256	11,154	11,019	10,612	10,527	9,791
	世帯数	2,580	2,618	2,684	3,119	3,294	3,411	3,715	3,663
	1 世帯人員	3.96	3.90	3.82	3.58	3.35	3.11	2.83	2.67
島ヶ原村	人口	2,989	3,089	3,012	2,934	2,752	2,705	2,404	2,230
	世帯数	737	754	781	802	792	810	744	725
	1 世帯人員	4.06	4.10	3.86	3.66	3.47	3.34	3.23	3.08
阿山町	人口	8,149	8,335	8,459	8,500	8,427	7,914	7,505	6,937
	世帯数	2,018	2,034	2,072	2,241	2,364	2,266	2,313	2,203
	1 世帯人員	4.04	4.10	4.08	3.79	3.56	3.49	3.24	3.15
大山田村	人口	5,768	5,729	5,750	6,186	5,987	5,700	5,334	4,978
	世帯数	1,400	1,401	1,471	1,692	1,684	1,672	1,639	1,613
	1 世帯人員	4.12	4.09	3.91	3.66	3.56	3.41	3.25	3.09
青山町	人口	7,633	8,667	10,033	11,675	11,849	11,137	10,528	9,569
	世帯数	1,885	2,193	2,597	3,252	3,504	3,580	3,603	3,543
	1 世帯人員	4.05	3.95	3.86	3.59	3.38	3.11	2.92	2.70
6 市町村計	人口	95,582	96,846	97,752	101,435	101,527	100,623	97,207	90,581
	世帯数	25,421	26,458	27,777	30,849	32,774	34,620	34,915	33,651
	1 世帯人員	3.76	3.66	3.52	3.29	3.10	2.91	2.78	2.69

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）報告

(5) 産業構造

当地域の産業構造をみると、農林業を中心とした第1次産業については年々就業者が減少しています。

第2次産業については、名阪国道の物流利便性を受け、上野新都市内への工場立地等により、地域内産業への波及効果が期待されています。

第3次産業については、サービス業を中心にその割合が高まっており、観光関連産業の活性化が望まれています。

近年では、自らつくった農林産品（第1次）を加工し（第2次）、販売する（第3次）、総合的な新しい産業（第6次産業）も行われつつあります。

◆構成市町村の産業別就業者数の推移

単位：人

		1990（平成2）年	1995（平成7）年	2000（平成12）年	2005（平成17）年	2010（平成22）年	2015（平成27）年
第1次産業	農業	5,058	4,777	3,438	3,680	2,355	2,566
	林業	188	174	117	83	76	53
	漁業	1	1	0	0	1	1
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	83	97	63	56	31	19
	建設業	3,634	4,286	4,113	3,208	2,460	2,257
	製造業	17,718	17,850	16,983	15,986	14,668	14,998
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	300	311	295	26,545	24,235	24,059
	運輸・通信業	3,179	3,356	3,139			
	卸売・小売業、飲食店	7,972	8,533	8,584			
	金融・保険業	1,046	1,051	951			
	不動産業	183	172	191			
	サービス業	9,170	10,535	11,231			
	公務（他に分類されないもの）	1,674	1,813	1,872			
	分類不能の産業	39	70	189	438	3,784	784
合 計		50,245	53,026	51,166	49,996	47,610	44,737

注）2005（平成17）年以降の調査では、第3次産業の区分が変更されたため、内訳を省略した

資料：国勢調査

(6) その他の地域特性

当地域は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきました。

このような地理的・歴史的背景から、京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また、吉田兼好ゆかりの地としても広く知られており、歴史文化の薫る地域となっています。

歴史・文化的な背景を受け、三重県は東海地域に属しているものの、地理的条件や文化的背景から、「伊賀は関西」という考え方が古くから定着しています。

第2章 主要指標の見通し

(1) 人口

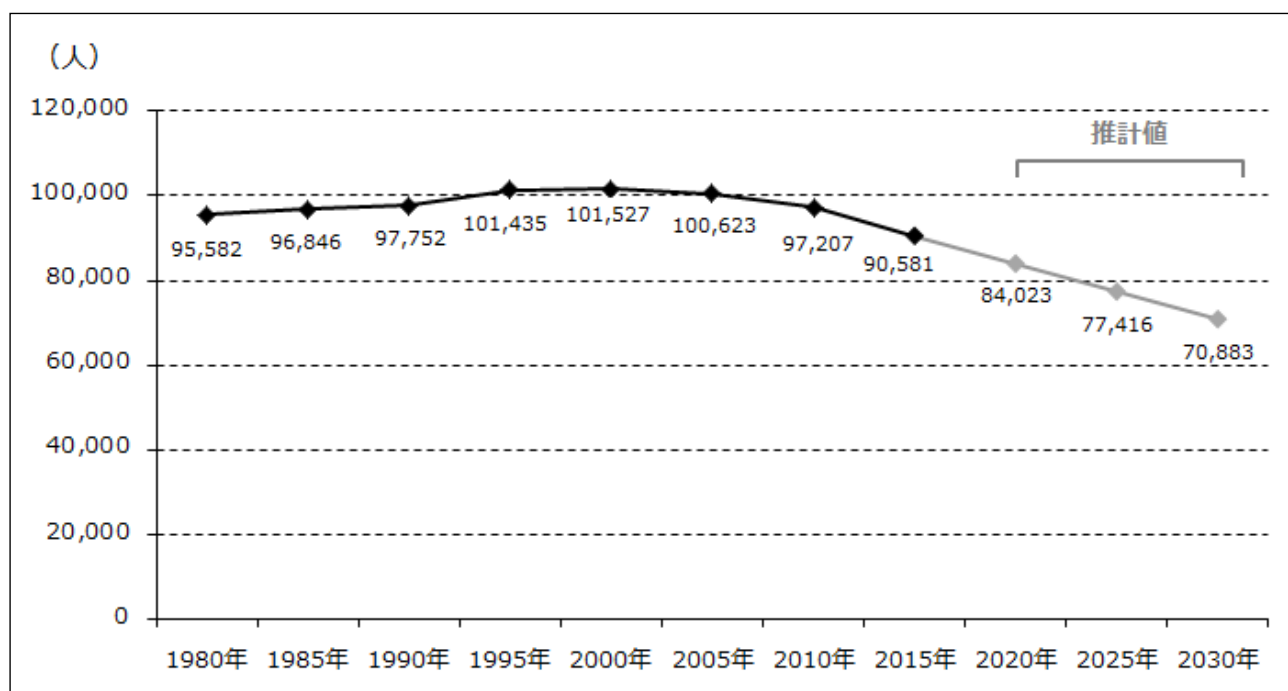
構成市町村の人口は増加傾向で推移してきましたが、近年は他地域からの転入者数の減少や少子化等により、増加率が低下しています。今回、新市の将来人口の推計を行ったところ、2000（平成12）年をピークに今後減少に向かうことが予測されます。

高齢化の傾向はさらに進展し、老年人口比率は2000（平成12）年の23.0%から2030年には38.7%にまで増加するものと推計されています。高齢者の増加により、保健・医療・福祉等に対するニーズはますます増加・多様化することが予想されるため、その基盤整備を早急に進める必要があります。

出生率の低下は全国的な傾向ですが、要因としては、価値観の多様化による晩婚化や子育ての負担感の増大などによる1夫婦あたりの出生数の減少等が考えられます。少子化の進展により、労働力人口の減少や地域社会の活力の低下等が懸念されることから、安心して出産・子育てができるような環境の整備が必要になっています。

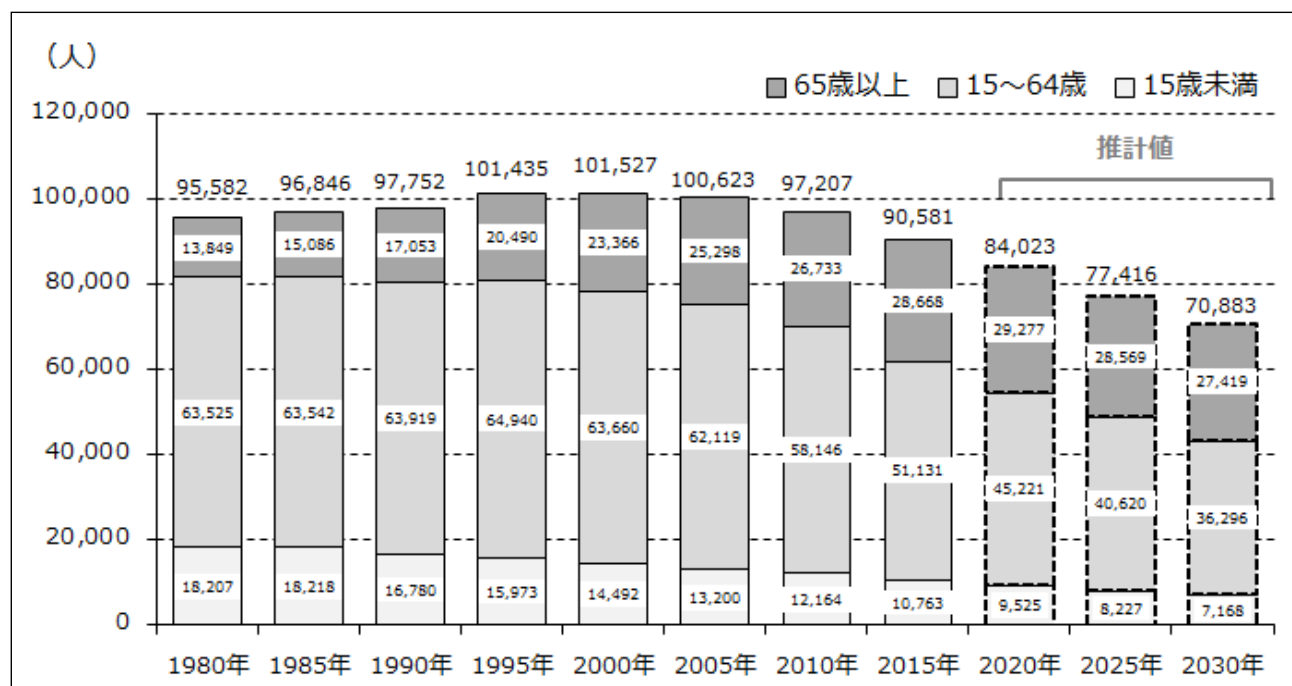
また既に開発されている宅地の有効活用や公営住宅建設等の住宅整備、企業誘致や創業促進等による雇用機会の創出などにより、若者の定着や流入を促進することも必要になっています。

◆ 新市の将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）』

◆ 新市の年齢3区分別人口の将来推計



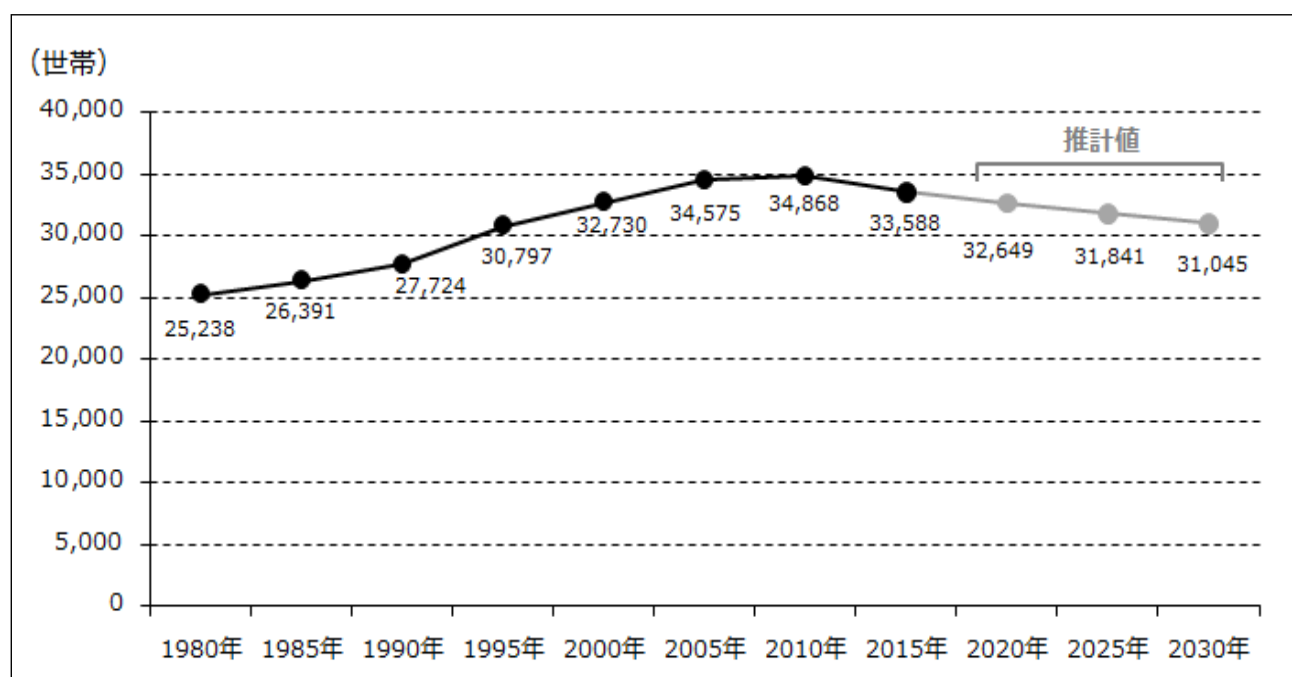
資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）』

(2) 世帯数

世帯数は、核家族化の進行や高齢者も含んだ一人暮らし世帯の増加などにより、これまで増加してきましたが、今後は人口減少に伴い、世帯数についても微減傾向にあります。

今後、高齢者のみ世帯や高齢者の一人暮らし世帯も増加することが予測されることから、高齢者が安心して生活できるような地域づくりが必要になっています。

◆ 新市世帯数の将来推計（コホート変化率法）

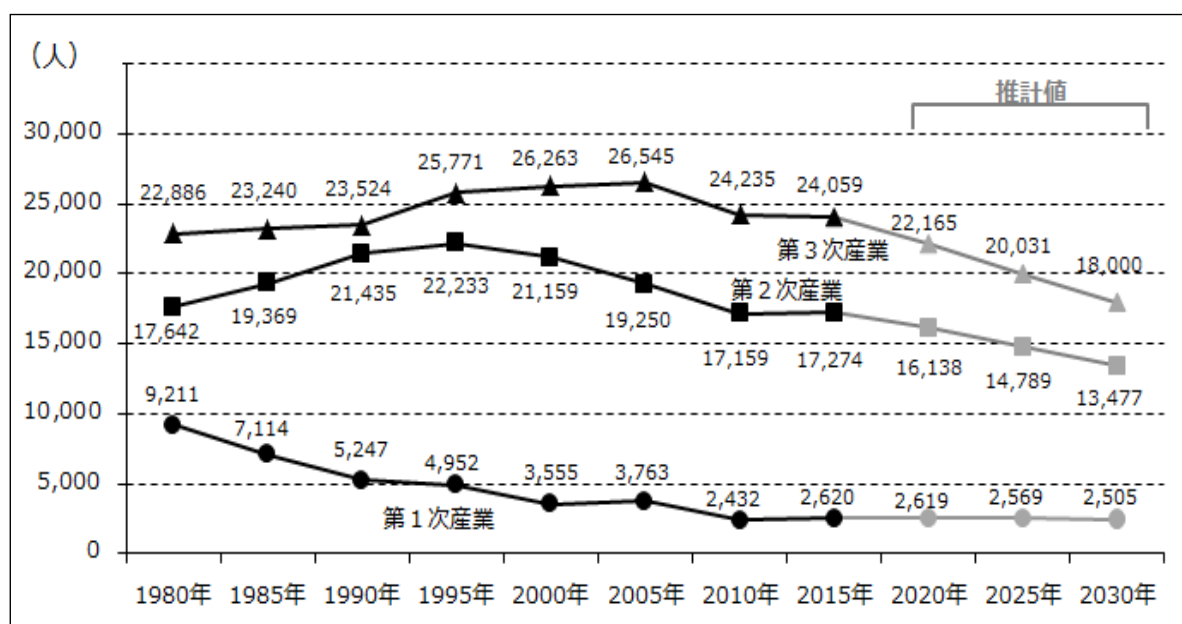


(3) 産業

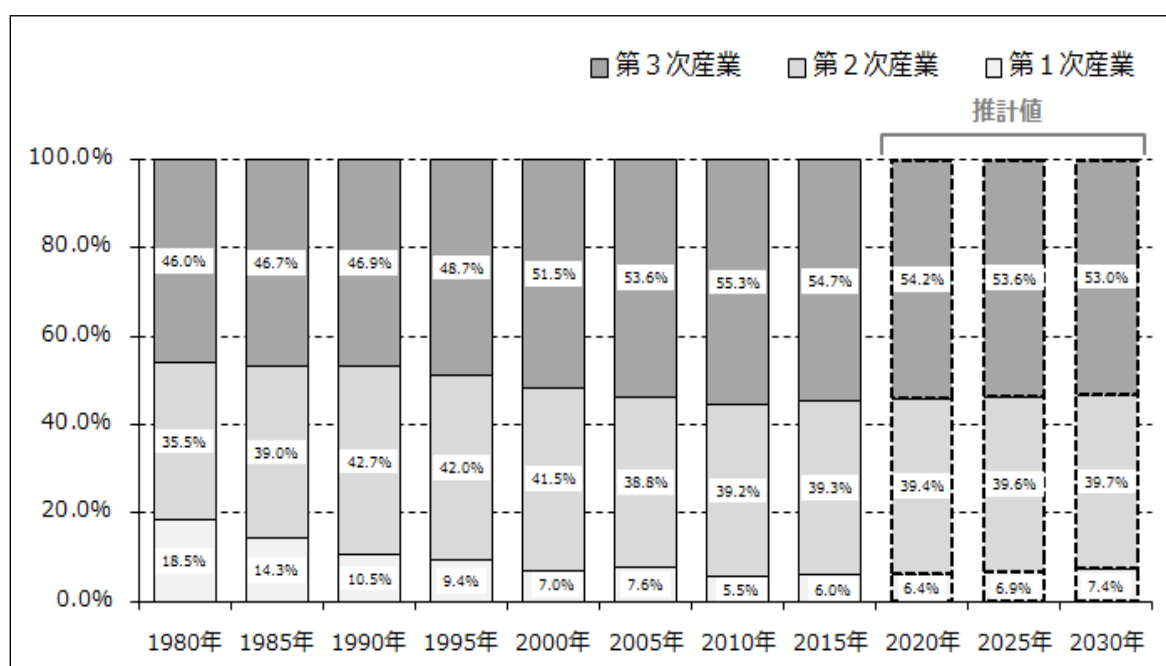
少子高齢化にともない、就業者数は1995（平成7）年をピークに減少に転じつつあります。就業者数の減少は地域経済への影響が大きいことから、特に高齢者や女性を含めた雇用の確保を図ることが必要になっています。

第2次産業就業者数は1995（平成7）年、第3次産業就業者数は2005（平成17）年まで増加していますが、将来にわたり就業者数は全区分で減少するものと予測されます。しかしながら、地域の自然環境保全や適正な土地利用の面からも第1次産業の振興は大切であり、今後、担い手を確保するとともに、第2次産業や第3次産業との連携を深めた総合的産業（* 第6次産業）へと発展させていく必要があります。

◆新市の産業3区分別就業者数の将来推計（コーホート変化率法）



◆新市の産業3区分別就業者割合の推移及び推計



第3章 新市のまちづくりの基本方針

1. 新市の将来像

時代の潮流や構成市町村を取り巻く環境を踏まえ、新市の目指す姿を次のとおり掲げ、地域の^{*}ポテンシャルを高めながら自立した新市の創造をめざします。

将来像：

ひとが輝く 地域が輝く
～住み良さが実感できる自立と共生のまち～

地域社会を創造し継承していくのはそこに住む人びとであり、一人ひとりが想いを持って地域活動に取り組み、そのエネルギーを高めたとき、個性あふれ魅力のある地域が形成されます。

自己の想いが実現でき、自分たちの住んでいる地域に愛着を感じられるまちづくりをめざしていくことが、住み良さを実感できるまちの実現につながります。

当地域は歴史や文化などの面において共通点が多くありますが、それぞれの地域独自のものも多くあります。まずは各地域で市民自身の手によるまちづくりの自治が行われ、新市が一体になって共生・連携することにより、それぞれが持つポテンシャルを高めながら、他の圏域と交流していくことにより、自立した新市の創造をめざします。

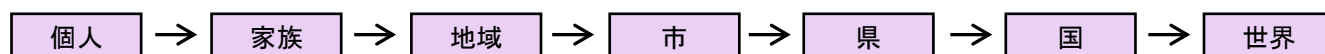
2. 新市のまちづくりの基本理念

(1) ^{*}「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成

「補完性の原則」に基づき、市民自身が、あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行をしていきます。また、行政はこれらの活動を支援するとともに自己改革を進めるなど、あらゆる面において自立した自治を形成します。

補完性の原則

「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方



(2) 持続可能な共生地域の形成

「自然との共生を図り、あらゆる人が共に同じ地域で暮らせるまちづくりを進める」という考え方が大切となっています。各地域が持っている様々な資源を有効に活用しながら、次世代に引き継いでいける持続発展可能な循環型の地域を形成します。

(3) 交流と連携による創造的な地域の形成

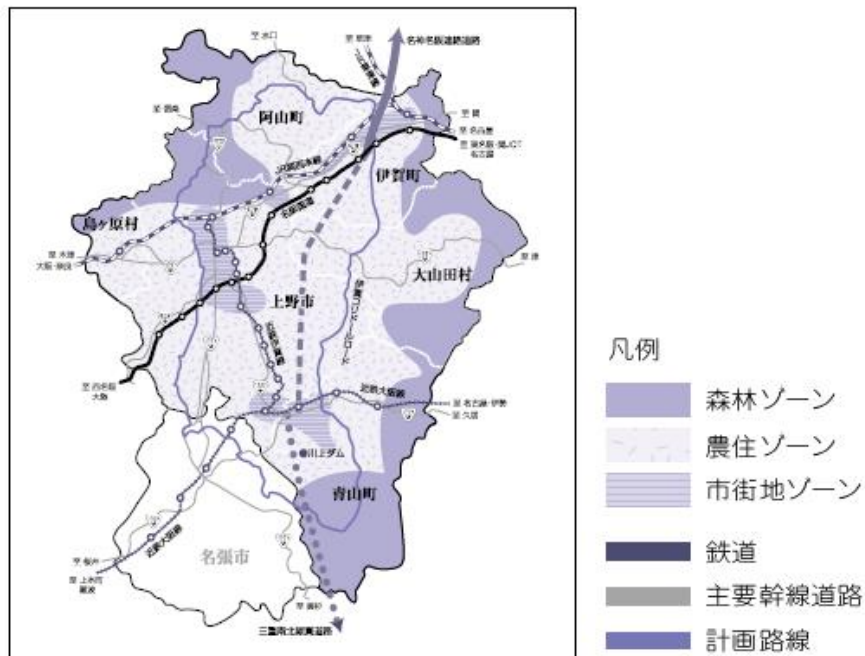
市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めます。各地域の資源を総合的に活かし合いながら、他圏域と交流し連携を進め、創造性あふれる地域を形成します。

3. 土地利用計画及び各ゾーン振興の方針

新市を次の3つのゾーンに分けて、それぞれ計画的な施策の展開を図ります。また、各ゾーンが持つ特色を発揮しながら有機的な連携を図り、新市の一体的な発展につなげていきます。

具体的な土地利用計画については、新市発足後に審議機関を設け、計画の策定等に取り組みます。

■土地利用計画図



森林ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園の2つの国定公園区域やその周辺及び山林等の区域を森林ゾーンと位置付け、景観形成や生態系の維持、水源かん養等公益的機能を持たせます。

当地域の自然環境保全は、農林業の振興と関わりが深い状況にあります。昨今の農作物や木材の不況等により農業や林業を離れる人が多くなり、農地や林地が荒廃しつつあります。また、戦後の造林施策により山林は針葉樹が多くを占め、公益的機能の低下や生態系への影響が生じています。

＜ゾーンの土地活用方針＞

このゾーンは今後とも山林を保全し、適地においては針葉樹から広葉樹への植え替え等を促進することで、山林の持つ公益性の強化を図ります。特に新市南部のゾーンは川上ダム上流になることから、こうした機能の拡充を図っていきます。

天然の自然が多く残されている国定公園区域においては、一層の環境の保全を図り、生態系等の維持に努めます。

現在の山林は、木材不況や林業家の高齢化等もあり、荒廃しつつあります。間伐や枝うちなど適正な管理が行なわれるよう補助制度等を検討するとともに、* グリーンツーリズム等の推進や担い手の育成・確保に努めます。

また、山林はゴミ等が不法投棄される恐れも高いことから、監視体制の強化等を図り、適正な維持管理を図ります。

農住ゾーン

森林と生活が密接に関係し合うのが里山です。昔の生活では薪や炭を燃料として使用していたため人と森林は共生していました。しかし、近年は石油燃料が中心となり、薪炭に頼ることがなくなったため、森林と人の生活が遠のき、かつて生活することで自然を保護してきたという里山のサイクルが崩れています。

また、造林施策によって里山も従来の雑木林から針葉樹林に様変わりし、かつての里山が持っていた公益性や公共性が薄れています。同時に針葉樹は広葉樹に比べ保水力が低いといわれており、急な増水や鉄砲水など防災面からの問題も指摘されています。

このゾーンには、里山を背景とする農地も広がっており、地域独特の農業等の展開が見受けられます。農地は概ね集積されており、大規模農業の展開も可能です。元来、伊賀米は良質な米として知られ、近年の食の安全に対する志向からも他の三重米と一線を隔しており、今後も振興していく必要がありますが、採算性や従事者の高齢化などの問題も生じています。また、当地域はやわらかい肉質等で評価の高い伊賀牛・伊賀豚の産地でもあります。

＜ゾーンの土地活用方針＞

昨今見直されつつある里山を再生し、里山全体を^{*} フィールドミュージアムとみなして活用します。また、里山再生についても^{*} NPOや公益的機能を楽しんでいる住民等との協働は必要不可欠であり、行政としても保水力の高い広葉樹への植え替え等を支援することで、混交林化の推進を検討していきます。さらに、このゾーンは交通の利便性が比較的高く、保健休養機能も持ちあわせていることから、都市圏住民と交流・協働による里山の再生を図ります。

また、農地については、地域の特色を生かし、それぞれの産業が有機的に連携することでお互いに高め合いながら新しい農業形態を創造し、適正な土地利用を図ります。適地においては農業“特区”として位置づけ、不公平感のある生産調整の是正を求めています。昨今の経済情勢等から農地にも荒廃がみられつつあり、認定農業者や滞在型観光農業（アグリツーリズム）の振興等による次代の担い手の育成に尽力することで農地の保全を図ります。

さらに、昔から大切に守られてきた地域資源や新しく開発された地域資源を有効に活用し、そこに生活する者が愛着や誇りの持てる地域を創造するとともに、都市住民には癒しの場の提供に努めます。

市街地ゾーン

主に市街地が形成されている地域です。市街地ゾーンの中には土地利用上の規制が明確な区域と明確でない区域があります。また、開発計画のある市街地も、このゾーンに含まれています。

既存の市街地では、ある程度の商業・産業の集積が行なわれていますが、一部の区域では市街地の空洞化も見られます。

このゾーンは、今後も地域の商業・産業の中心的な役割を担うことが期待されるため、市街地活性化等の対策も必要となっています。

＜ゾーンの土地活用方針＞

市街地については適正な土地利用に誘導する必要がある、新市における都市計画区域の見直しとあわせ、計画的なまちづくりを行う必要があります。

また、地域の商業・産業の中核的な機能や地域間の連携を強化するためには、道路や公共交通機関の

充実も必要となっています。新市の交通体系のあり方とともに道路の* セットバック等による整備や公共交通機関の連携等による充実を行い、アクセスの向上を図っていきます。

さらに、既存の商業集積地域では、地域固有の文化・歴史を尊重し個性を伸ばす取り組みとして、まちなみや景観保全など身近な環境や生活空間に着目した取り組みを推進します。これを基軸として、住民自らが安心して生活でき、かつ暮らしやすさを追求できるよう、秩序あるまちづくりを行い、商業機能の再編強化に努めることで、新たな生活・交流の場を創造し、まちに賑わいや活力を再生させる施策を展開します。

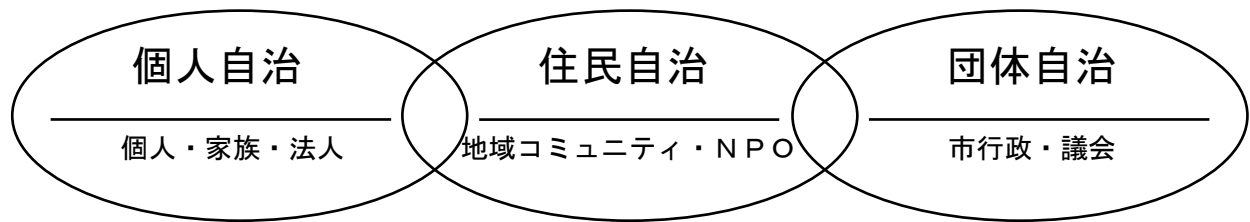
4. 地域自治の方針

これまでは行政が主体となり、国による関与のもと全国各地で画一的なまちづくりが進められてきました。しかし、国民の最低限度の生活保障や社会基盤整備がある程度達成された今、住民が主役となったまちづくりや個性あふれる豊かな地域づくりが求められています。

新市においては、基本理念にもある補完性の原則に基づき、少子高齢社会への対応や環境保全といった地域を取り巻く様々な課題に住民が積極的に取り組んでいける、地域自治・住民自治の仕組みづくりを構築し、それを実現していける自治体行政の組織・体制づくりを行います。

◆個人自治と住民自治と団体自治

広辞苑：自治とは「自分で自分のことを処理すること」



(1) 地域内分権のしくみ

①狭域有効業務と広域効率業務の棲み分けによる効率化

合併により新市の規模が拡大しますが、同時に地域内分権改革を進め、行政の業務を狭域で有効なものと広域で効率なものに整理することで、地域特性に応じた専門性の高いサービスの提供が可能となります。

「狭域有効業務」は、住民自治が行われる範囲内で、できる限り自治会や* NPO等を含めた住民との協働で行うことが求められます。

「広域効率業務」は、補完性の原則に基づき広域的な処理が求められ、全市民の利益につながる業務を行います。これらの業務については、名張市との広域的な連携強化を進めていく必要があります。

	狭域有効業務	広域効率業務
住民サービス	直接業務（窓口・住民相談等）	間接業務（総務・企画等）
健康・福祉	在宅介護、基礎医療（検診等）など	介護保険運営、高度医療 など
生活・環境	ごみ分別、防災体制（自主防災）、環境美化 など	一般廃棄物の収集・処理、防災体制（常備消防・救急救助体制）など
教育・文化	地域学習・公民館活動 など	高等教育、文化公演 など
産業・交流	商店街振興、地区イベント など	雇用対策、企業誘致、広域交流など

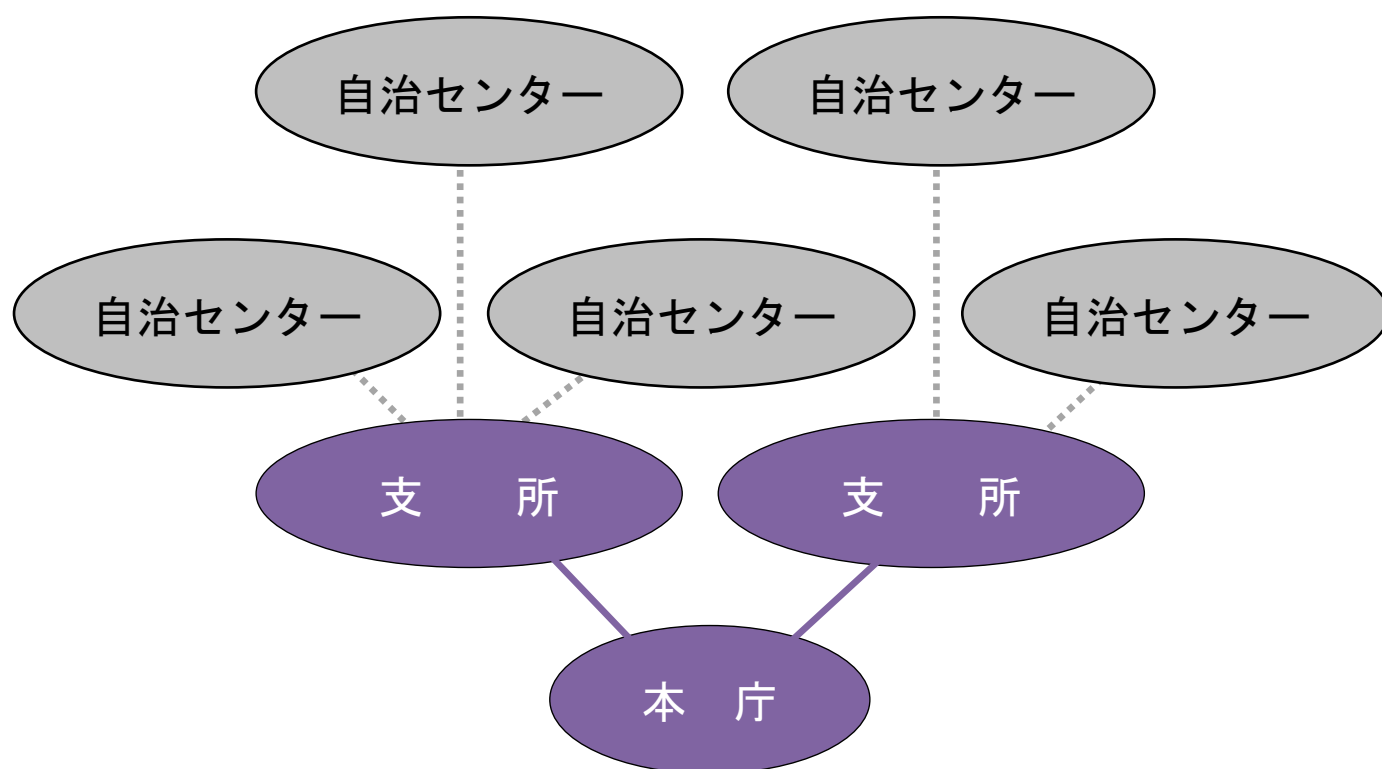
②行政組織内分権の確立

狭域業務、広域業務をそれぞれ有効かつ効率的に運営するためにも、行政組織内分権が求められます。

まず、補完性の原則に基づき、住民自らが各地区での自治が行える場として、「自治センター（仮称）」を設けます。次に、住民自治を補完する行政機能として、旧市町村単位に支所を設け、住民への窓口サービスや地域振興業務などを行います。そして、全市一体となった発展を図るため、主に企画、総務、議会、広域行政を行う本庁を設けます。

組織は極力スリム化、* フラット化させ、支所長等の権限を充実させることにより、意思決定の迅速化を図ります。

将来的には、自治センターを中心とした自治の権限・機能が確保・拡充されていくことにより、行政業務全体の見直しを行い、総合性・機動性を確保したスリムな組織と行政システムを構築していきます。



業務・活動	自治センター	支所	本庁
住民自治活動	○		
住民への利便性の高い業務		○	
住民の参加機会が高い業務		○	
地域の特定課題・需要に関する業務		○	
現場に関わる業務		○	
新市の統一的な業務			○
新市の全域に関わる業務			○
対外的業務（国・県・他地域などとの調整）			○

（２）住民自治が機能する仕組みづくり

誰もが自由に参加しながら、身近に地域の課題を話し合い解決できる場として、住民自治組織が必要です。新市では、各地域で住民自治が確立でき、それぞれの地域の意見が行政施策へ反映されるよう、自治基本条例などにより制度化を図っていきます。また、地域住民が主体となって「住民自治協議会（仮称）」を設置する場合、行政は必要に応じて設置・運営を支援していきます。

①住民自治協議会の要件

制度化にあたって対象とする住民自治協議会の要件は、次のとおりとします。

i) 区域を定めること。

小学校区（旧村）単位を基本とし、地域の事情によっては中学校区単位なども考えられます。（子どもからお年よりまで参加できるためには、一般的に小学校区の範囲が限度とされており、また、今後、地域福祉や地域教育、地域防災といった課題に対応していくには、小学校区単位程度の範囲が最適と言われています。）

なお、区域をさらにいくつかに分割する場合には、当該区域の住民で話し合いのうえそれぞれで組織化し、その連合組織を住民自治協議会の単位として取り扱います。

ii) 会員は、その区域に住所を有する者であれば、個人、団体、企業等を問わず誰でもなれること。

iii) 組織設置の目的が、その区域内の住民・団体等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。（宗教活動や政治活動を目的とするものでないこと。）

iv) 規約を定めていること。

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格、代表者、会議など。

v) 組織全体の運営にあたる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

必ずしも直接選挙による必要は無く、地域住民総会において選出方法なども考えられます。

②住民自治協議会の機能と新市での位置づけ

i) 地域審議会的機能

●諮問機能…当該地区における市の施策について、市長（支所長）からの諮問に応じて意見を述べるができます。

●提案（勧告）機能…当該地区における市の施策について、市へ提案・勧告することができます。

※特定地域に関する業務は基本的に支所に対応することから、これらの機能に関する部分は、支所長の諮問機関として位置づけます。

ii) 同意・決定機能

当該地区で行われる行政事務に関し、住民生活と関わりが深いものは、あらかじめ地区の同意を得るものとします。

（例）

a. 地区の同意を得て行政が実施できるもの

- ・都市計画の地区計画
- ・地区内の生活道路の維持管理・修繕（箇所付けや順位など）
- ・一定規模以上の開発・建築 など

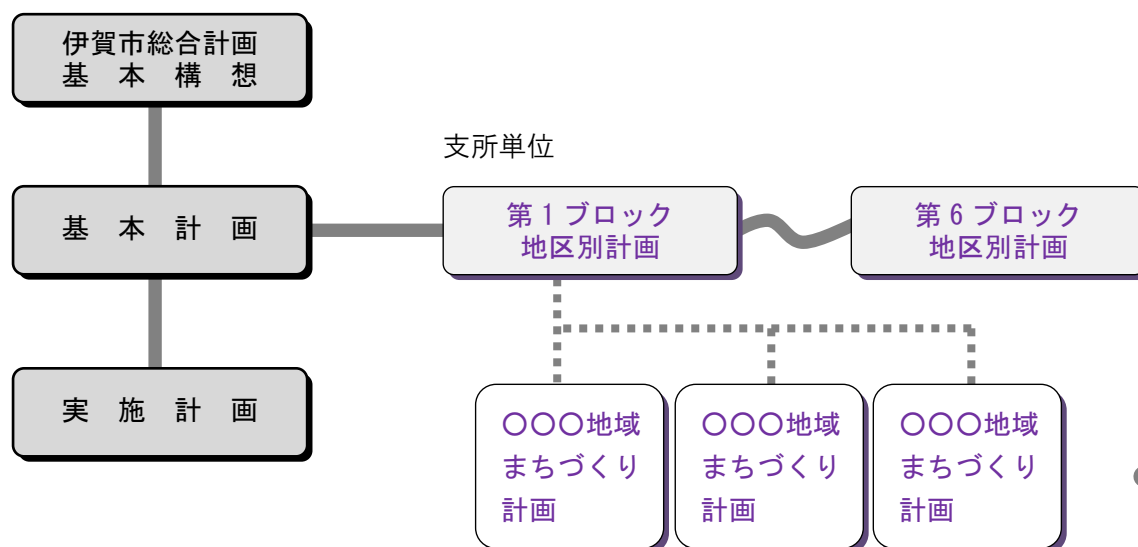
b. 地区の決定が行政の決定となるもの（但し詳細については双方の合意が必要）

- ・自治センターの管理運営
- ・コミュニティ広場の維持管理 など

③地域まちづくり計画の新市での位置づけ

地域まちづくり計画は、住民自治協議会が策定する地域住民自らが取り組む活動方針・内容を定めたものであるとともに、地域と行政が協働で取り組む内容も含まれます。

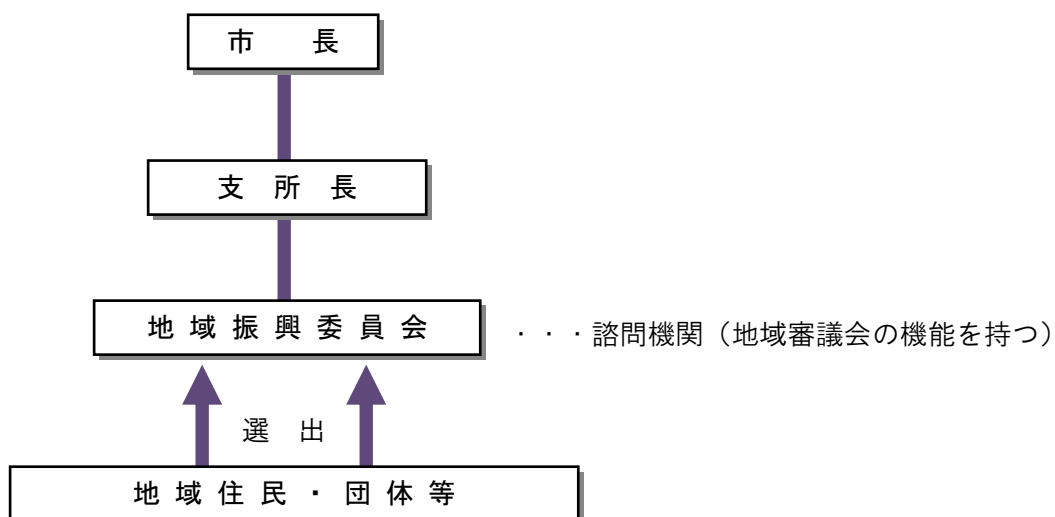
また、新市において総合計画の地区別計画を策定する際は、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、地域まちづくり計画をベースに策定していきます。



④経過措置について

i) 住民自治組織が設置されるまでの対応

新市発足時に全地域で住民自治協議会の設置が困難な場合は、地域の課題が新市に反映できないことも想定されるため、住民自治協議会が設立されるまでの間、支所長の諮問機関として「地域振興委員会（仮称）」を暫定的に設置し、構成委員については、当該地区の住民において選出できる制度を創設します。



ii) 住民自治組織の法人化

住民自治協議会は任意の組織ですが、将来的には、対外的な業務や財産管理なども行うことが予想され、その際には法人化の必要性も出てきます。現行法上では、これに対応できる制度が不十分なため、当面の間は市条例による認定団体などにより対応しつつ、今後、地方自治法の改正などがあった際に、法人化への移行を検討していきます。

第4章 新市の施策

1. 分権・自治の確立

「市民」が主役・地域が主体 伊賀市分権型まちづくり

これからは、市民が主役となり地域が主体となった分権型のまちづくりを、補完性の原則に基づいて実現していく必要があります。

自治を担う自立した「市民」は、行政との関係をこれまでの垂直的な関係から水平的、自立的な対等・協力関係とし、「わたしたちのまちはわたしたちの手でつくる」という自己決定、自己責任の原則の気運を高めなければなりません。一方、自治体行政が「市民」から共感が得られる行政運営を行うためには、地域住民にとって最低限必要な公共サービスを図りつつ、まず情報の公開・共有化等により、「市民」が自治に積極的に参画できる仕組みを「市民」との協働で構築し、住民選択に基づく最適公共サービス水準を実現していくことが、合併後の新市における新しい行政システムの根幹となります。

①行政組織内分権の確立

新市が、有効かつ効率的に行政運営をするためには、組織内の分権化が求められます。

まず、先に述べた住民自治の拠点である自治センターを設けるとともに、それを補完し各種の住民活動を支援する総合的な地域行政機関として、旧市町村単位に支所を設け、住民への窓口サービスや地域振興業務を行います。そして、全市一体となった発展を図るため、支所間の調整や専門性の高いサービス、新市全体にかかわる企画、総務、議会、広域行政を行う小さな本庁を設けます。

支所等については、機能充実が必要なほか、施設面でも老朽化や耐震性、* バリアフリーへの配慮などが課題となっており、今後整備も含めた改修等についても検討します。

また、サービス充実や効率化の観点から、組織は極力スリム化、* フラット化させ、支所長等の権限を充実させることにより、意思決定の迅速化を図ります。

これら自治センター、支所、本庁は、* IT基盤の整備充実などにより、有機的に連携しながら、行政サービスの提供や自治の確立をめざします。

将来的には、自治センターを中心とした自治の権限・機能が確保・拡充されていくことにより、行政業務全体の見直しを行い、総合性・機動性を確保したスリムな組織と行政システムを構築していきます。

②伊賀流住民自治活動に対する支援

住民自治活動が機能する仕組みとして住民自治協議会の設置を条例により制度化するとともに、行政は必要に応じて設置・運営を支援していきます。

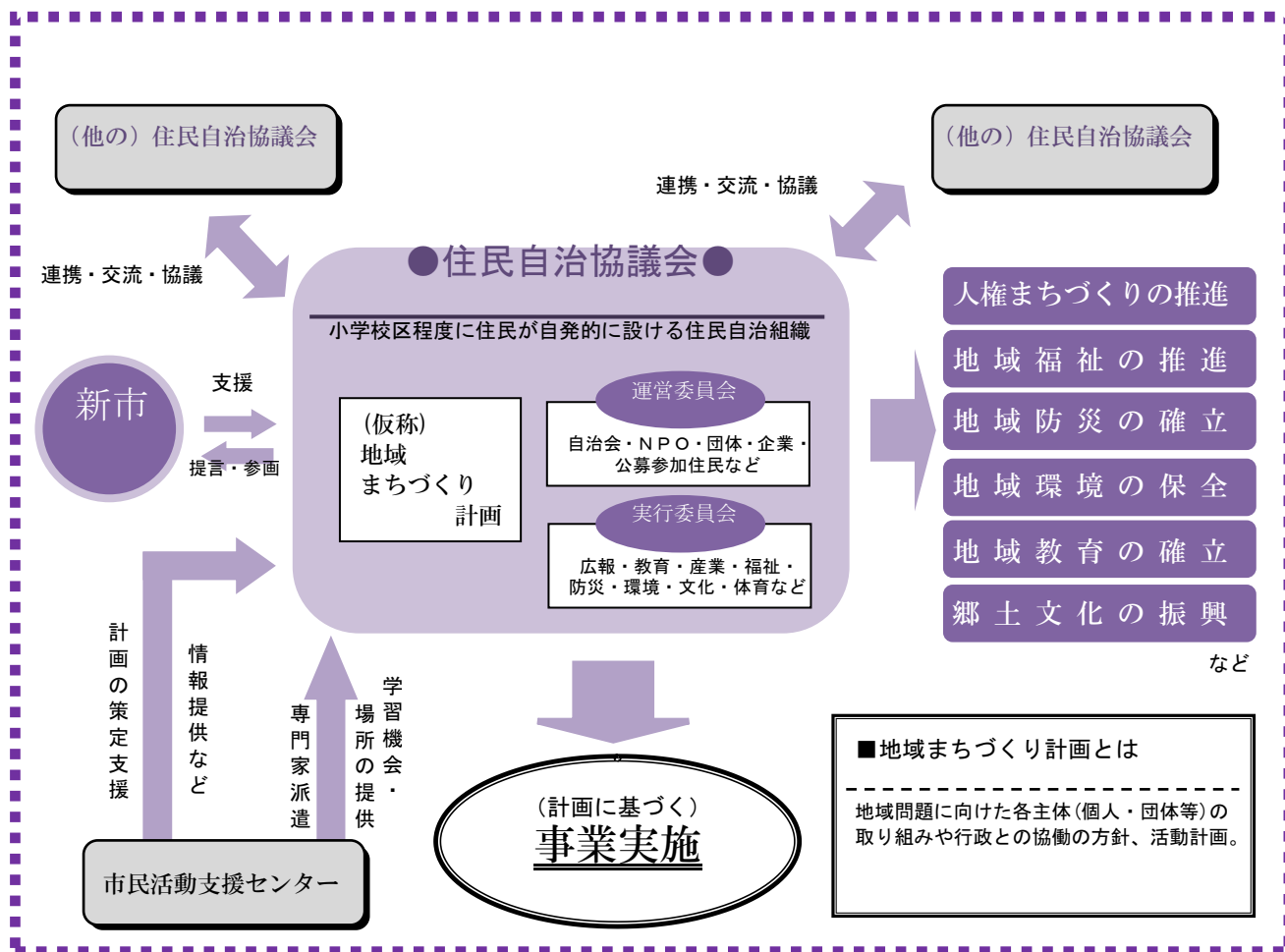
但し、住民自治組織は、地域住民が自発的に設置するものであり、自治活動もあくまで自主的なものであることから、行政による過度の干渉や支援により自主性が損なわれることのないよう配慮します。

人的な支援は、各支所に配置の地域振興担当により、自治組織の設置・運営や地域まちづくり計画の策定などに関して助言や情報提供を行います。

住民自治活動の拠点場所として設置の自治センターは、既存の地区センターや地区公民館等の活用を基本とし、類似の施設がない場合には小中学校の空き教室など既存の公共施設を有効利用するなど、過大な投資にならないよう配慮しつつ整備します。

また、住民自治活動に対しては、地域の創意・工夫が発揮され、より活性化できるような財政支援制度を設けます。

◆伊賀流自治



③伊賀流住民自治の実現に向けた* パートナーシップの形成

住民と行政が協働してまちづくりを進めるためには、情報の共有化や市民活動の支援、行政改革などが必要であり、自治基本条例や市民参加条例などの自主条例の制定を通じて、これらの取り組みを自治の基本として永続的に確保していきます。

i) 情報の共有化による協働のまちづくり

計画なくして実行なし。参加なくして計画なし。情報なくして参加なし。住民参加をどのように進めていくかが、行政改革の重要なポイントです。

情報を共有していくためには、単に行政が情報を公開するだけではなく、様々な手段によって積極的に発信し、さらに、住民がその情報に対するチェック機能を強化させることで、住民自身が行政に対する参画意識を高めていくことが大切です。

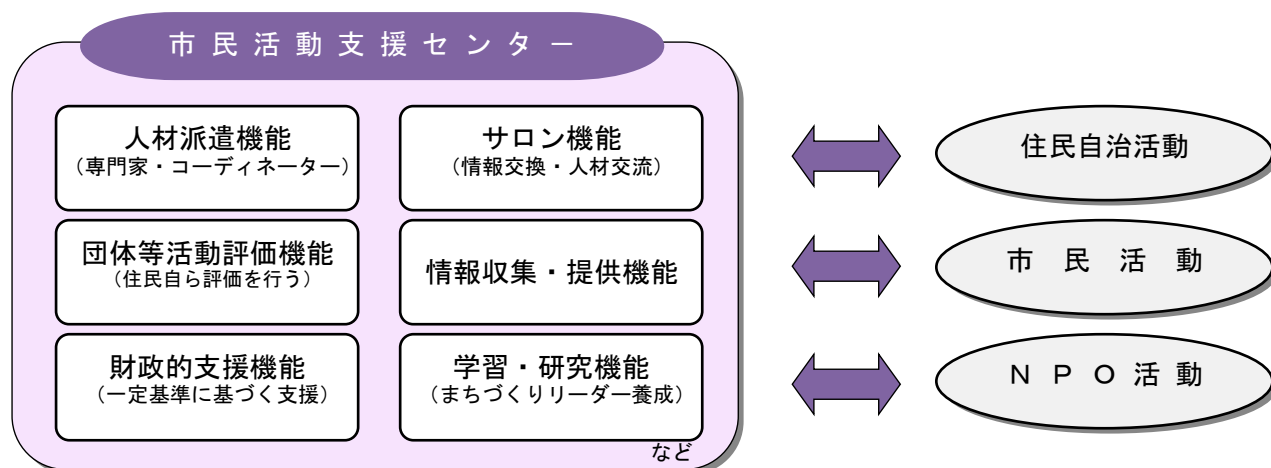
計画段階から住民と行政が一体となって生活者起点の発想で施策展開を図ることで、住民がずっと住み続けたいようなまちづくりを進めます。

ii) 「市民活動支援センター（仮称）」による支援体制の整備

住民が主体となった自治活動や* NPO活動等をさらに進めるには、相互の連携や情報の共有などが必要となります。このため、行政が設置し、民間団体（NPO）が運営を行う市民活動支援センターを設け、各種活動に対する支援体制の整備を行います。

※市民活動支援センターが設置されるまでの間、支所においてこれらの業務を補完します。

◆市民活動支援センター



iii) 行政の意識改革

生活者を起点として、住民が主体となったまちづくりを進めていくには、これまでの行政職員の意識や行政の仕組みを見直す抜本的な行政改革が重要となります。

また、一定の基準により住民と行政の役割を明確にするほか、協働の仕組みづくりのひとつとして、計画 (plan)・実行 (do)・評価 (check)・改善策の実行 (action) からなる行政経営手法を機能させ、行政に対する住民の評価や独立した外部監査機能を導入します。

④自治能力の向上 ～自立したまちづくりに向けて～

行政体としての自治能力を高めるためには、自ら決定できる権限、自己で調達できる財源、専門的・政策的な業務が行える人材の確保などが必要です。

i) 自ら決定できる権限の確保

住民の多様なニーズに応え、独自のまちづくりを進めていくためには、自ら政策立案した事項を決定できる権限が欠かせません。権限の多くは、県が有していますが、地方分権の流れや人口規模の拡大などにより、県からできる限りの権限や財源の移譲について要求し、必要な権限を包括的に確保することをめざします。

特に、新市が重点を置いて取り組んでいく分野については、権限・財源の移譲について強く要求し、確保するよう努めます。

ii) 財政基盤の強化

県 (国) からの権限移譲と合わせてその執行に必要な財源を移譲するとともに、自主課税制度の検討を行うことで、新たな財源の確保に努めます。また、行政本来の役割の見直しや外部委託、民営化などにより、経費の節減に努めていきます。

iii) 自治体運営を遂行できる職員の育成、確保

独自のまちづくりを実行していくため、専門的な政策形成ができる職員の育成や確保を図っていきます。また、専門的な分野については、優れた能力を身に付けた人材を外部から登用するなど、柔軟な人事体制を構築します。

iv) 民間経営手法を取り入れた質の高い行政運営

これからの行政運営は、管理から地域の経営へ視点を移し、抜本的な改革を図っていく必要があります。このため、民間の経営手法や民間活力を導入し、行政部門の効率化、活性化を進めます。

◆主要施策

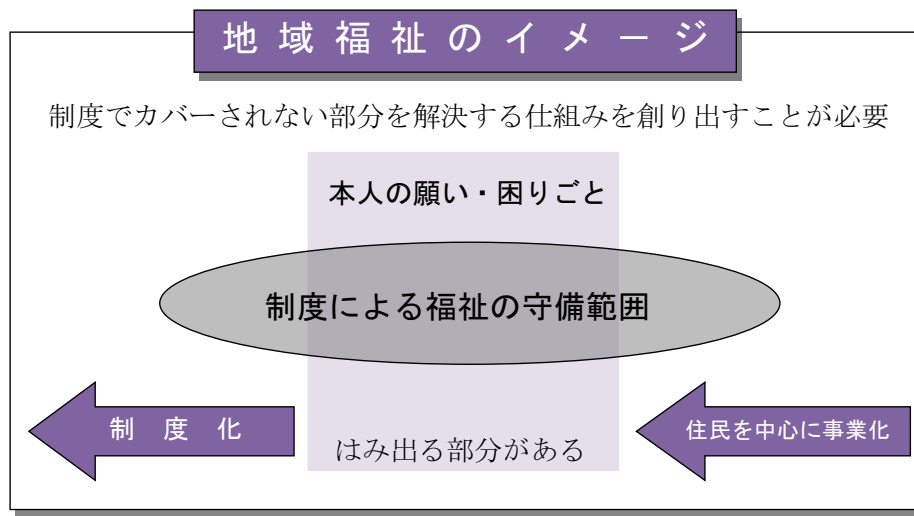
分権・自治の確立

住民自治活動・ 市民活動の支援	住民が自発的に設置する住民自治協議会の運営や各種の市民活動を支援します。また、行政と住民がパートナーとして活動できる協働の仕組みを強化します。 ・ 住民自治協議会の設置・運営の支援 ・ まちづくり計画策定の支援 など
自治センター・ 市民活動支援 センター等の整備	住民自治活動の拠点施設として既存施設等を活用した自治センターを設置し、自治の振興を図ります。また市民活動支援センターを設け、市民活動や自治活動を支援します。
情報の共有化	住民や行政等が共に参画し、協働でまちづくりを進めていけるよう、情報の共有・共用を図ります。 ・ 情報基盤の整備 ・ 電子会議室（e-デモクラシー）の活用 ・ 各種計画等に対するご意見募集（* パブリックコメント） ・ 地域公聴会の開催 など
抜本的な 行政改革の推進	行政に民間の経営手法を取り入れるとともに、職員の定員管理や資質向上に努め、効率的・合法的な行政運営が行えるよう行政改革を推進します。 ・ 専門職員の育成・確保 ・ 人事交流の拡充 ・ 組織のスリム化・* フラット化・ネットワーク化 ・ 外部監査の導入 ・ 行政経営品質向上活動 ・ 行政評価システムの導入 など
自治能力の向上	自治能力を高めるため、権限、財源、人材の確保を図ります。 ・ 包括的な権限確保と権限移譲に伴う財源確保 ・ 自主課税制度の検討 など
電子自治体の構築	住民サービスの向上や効率的な行政運営ができるよう市内全域で情報通信基盤の整備とシステムの構築に取り組みます。 ・ 情報公開システム ・ 電子申請・届出システム ・ 総合型地理情報システム など
庁舎・支所の整備	分権型行政が機能できるよう、耐震性や* バリアフリーにも配慮した庁舎・支所の整備を行います。

2. 健康・福祉の推進

安心して暮らすことのできる福祉社会をめざして

～一人ひとりが参加し、自己実現を果たすまち～



かつてない少子高齢社会を目前にして、医療費や介護費などの増加及び働き手の減少による産業や消費の停滞による税収の減少が予測され、国や地方自治体の財政悪化が懸念されています。また、生活様式や価値観の多様化により、家庭や地域における相互扶助機能が低下しており、これが将来生活への不安を助長する一因ともなっています。

このような情勢のなか、安心して生活し、より良い生涯を過ごすためには、健康づくりや医療の充実はもちろんのこと、最低限必要な社会保障の確立や当事者主体の地域福祉の推進が不可欠です。そのためには、行政、社会福祉法人、医療法人、* NPO、ボランティア団体、民間企業等々、多様な主体が相互に連携をとるとともに、市民と行政の協働による* ボトムアップ型の政策展開が必要となっています。住民が主体的に健康・福祉に参加できるよう、現況の健康・福祉サービスについて問題点も含めて情報公開を徹底するとともに、住民が主体となったワーキンググループを結成するなど、計画から実施まで住民が関与することで身近な福祉の実現を図ります。

今日、国の規制緩和方針と連動し、福祉サービスを市場競争システムに委ねようとする考え方が出てきています。しかし、* 憲法 25 条をはじめとする福祉への公的責任は重要であり、公と民が協働で取り組むことで「安心して暮らせる社会」の構築を行ないます。

たとえどのように文化水準が向上しようとも、生活上の困難は存在し続けることが想定されます。すべての市民が、その人らしく、安心して暮らしつづけることを相互に保障できる“福祉でまちづくり”をめざし、一人ひとりが人として尊重され、人と人が心のつながりを持ち、生きがいと夢をもって暮らせるまちをつくり上げていきます。

①健康づくりが実現し、安心して暮らせるまち

健康づくりには、病気の予防や、病気の早期発見、そして一人ひとりが健康への関心を高めることが重要です。そのため、健康診断の受診率向上、受診結果を早期治療につなげる支援など、予防医療の充実を図ります。特に、生活習慣病については、早期から職場や地域で研修の機会を設けるなど、地域全体で生活習慣の改善に取り組みます。

また、既存の施設を拡充して、事業の中核となる健康増進施設とし、一人ひとりの健康指導を行い、リハビリや軽いトレーニングのできる機能を持たせます。さらに、参加型のスポーツイベント等を開催することで、健康意識を高揚し、高齢者や障害者の社会参加を支援します。

健康であるには、こころの健康も重要であり、学校や職場での専門的カウンセラーの確保や医療機関とのネットワーク化、自然環境を活かしたストレス軽減の場づくりなどにより、生涯を通じた精神衛生の充実を図ります。

また、安心して暮らすためには、医療機能と介護機能の双方が必要であり、高度先進医療や三次救急にも対応できる基幹病院の整備・充実、身近な日常的診療にあたるホームドクターと中核医療機関との連携強化、* ICTを活用した在宅健康管理システムの導入などに取り組んでいきます。救急医療については、より速くより適切に対応できる組織づくりや、住民への知識・技術の普及向上、さらに、医療・福祉・保健が一体となった専門職チームの組織化などを行います。

高齢者介護については、地域において安心して住み続けることができるよう、既存施設や空き家などを活用する仕組みを整え、虐待などの緊急事態に対応する一時的な待避機能を確保するとともに、* ICTを活用した見守りシステムを充実させるなど、これまでに蓄積されてきた社会的資源を充実改善し、高齢者がより一層安心して暮らせるようにします。

さらに、社会的に不利な立場にある人が、災害時に取り残されることがないように、自主防災組織や災害ボランティアの育成・充実、当事者も含めた地域ぐるみでの防災訓練や、安全点検の定期的な実施などの安全対策に取り組みます。

また、小規模で多機能な総合相談窓口を自治センター単位で設置するなど、生活上の困難に対して気軽に相談に応じ、具体的な解決に導くことができる体制を整えます。

また、安心して暮らすための要素である住宅についても、既存住宅の* バリアフリー化をはじめ、新設住宅の* ユニバーサルデザインに基づく整備を進めます。

②一人ひとりが尊重され、* ノーマライゼーションが実現するまち

障害者や高齢者などがあたりまえに等しく幸せに暮らせるまちをつくるため、ノーマライゼーションの実現は重要で大きな課題となっています。

一人ひとりが尊重され、それぞれの幸せを実現するためには、公と民が互いに力を合わせ、行政の公的責任を後退させることなく、信頼感ある公正な福祉社会を築くことが求められます。

ノーマライゼーションを阻むものには、物理的障壁や意識上の障壁など様々あります。物理的障壁については、道路や建物の段差解消や低床バスの導入等、だれもが安全で利用しやすいユニバーサルデザインの概念に基づく福祉のまちづくりを推進していきます。同時に、障害者の就業確保のための* ジョブコーチ制度の充実や多様な就業形態の創出・定着を促すなど、条例の制定も視野に入れ、バリアフリーの徹底を図ります。

こころのバリアフリー化は一見やさしいようでなかなか進まないことでもあります。一人ひとりが社会的に不利な立場にある人の心の痛みを理解し、そのような状況におかれている人があらゆる機会に参加できる仕組みをつくっていきます。

また、「人が人を支援する場」に参加するための情報に、能動的にアクセスできるよう、参加手段および情報共有手段の確保と体制づくりを実現するとともに、違いを認め合い、違いを大切にすることで福祉教育の充実・向上を図ります。

さらに、社会的に不利な立場にある人が、地域社会から隔離されたり、不当な扱いを受けることがな

いよう、専門機関を設け、的確に取り組んでいきます。医療や福祉の現場において、サービスを受ける人の権利が十分に尊重されないことも起こっている現在、利用者が納得して福祉サービスや医療を受けられるよう、利用者本位の体制づくりを進めます。本人の意思に反して人権が侵害されるおそれのある場合には、緊急に介入して関係調整と適切な支援が行えるよう、ニーズ発見の仕組みと人権保護のシステムを充実します。

また、不当な販売行為や財産の侵害、虐待などの権利侵害を防ぐため、法や制度を充実させ、関係分野の専門家の確保を行います。同時に、本人自身の解決能力の強化を図るため、権利や法・制度に関する知識を普及啓発し、制度の利用を支援します。

③支えあい、参加する福祉文化のあるまち

措置される福祉から選択する福祉への制度が変わってきています。住民参加型の福祉社会のなかでは、こころ豊かな生涯教育や自らの福祉文化をつくっていくために、一人ひとりが十分に考えながら活動に参加しなければなりません。

超高齢社会においては、人材の確保は重要な課題となっています。健康で働く意欲があり、知識や技能を有する高齢者が地域社会で活躍・貢献することができる人材センター等の機能拡充を図ると同時に、個人、団体を問わずそれぞれの個性を活かしつつ連携できる* 地域福祉プラットフォーム型のシステム実現に取り組み、様々なサービスを必要とする人と提供する人とが結ばれる環境づくりを進めていきます。

また、移動手段の不足が社会参加の妨げとならないよう、障害のある人や高齢者を対象とした外出支援事業の充実を進めるとともに、タクシーを活用したドア to ドアの新交通システムの開発・導入や電動スクーターの普及促進など効率的で有効な移動手段を整えます。ドア to ドアを一層拡充し、ベッド to ベッドの移送システムも私的に活用できるよう、方策の一層の拡充を図ります。さらに、* ITの整備などにより、移動せずに社会参加ができるような手段・方法の確保についても検討します。

潜在している能力を発掘活用して福祉に役立てられるよう、様々な機関や団体によるオリジナリティあふれる研修を提供したり、関心のある人が気軽に、少しの時間でもボランティアに参加できるよう、多様な手段を用いて情報提供していきます。

支援の形態は、近隣を中心としたものから、* NPOやボランティアなどエリアを越えて支援するものまで多様にありますが、良好な近隣支援関係を構築しつつ、行政と住民が共有できるサポート機関を設置します。

また、個人やボランティアの力には限界があるため、行政としても積極的に支援していきます。

④安心して子どもを産み育て、子どもの成長を保障できるまち

男女共同参画と言われながらも、家事、育児、介護などの負担が女性に偏っていることは事実であり、女性への負担が特にかかる社会環境や意識については、変革していく必要があります。育児については父親の協力はもちろん、家族や地域の支援も不可欠であり、妊娠・出産が仕事上もマイナスにならない社会環境や仕組みづくりが求められます。

また、幼稚園や保育所のそれぞれの機能を大切にしつつ、共存、連帯ができる公正な子育てシステムを構築することも必要です。

平成14年度の* 合計特殊出生率は1.32（全国平均）であり、この低い水準を今後解決できる目算は立っていません。出産は個人の自由意志ですが、子育てに夢が感じられ、子育てを親が幸せと感じるこ

とのできる地域社会づくりを進めていくことにより、少子化に歯止めをかけていきます。

小児医療の充実を図り子育ての不安を軽減するとともに、就労と育児を円滑に両立させるため、通常保育はもちろんのこと、乳児保育、一時保育、夜間保育、学童保育など、多様なニーズに対応した保育スタイルを充実させます。また、育児相談の実施や、高齢者と若者との交流の場づくりなどを促進し、地域社会全体で子育てをするという意識の醸成に努めます。

今日、保育・教育分野をも市場システムに委ねようとする提言がありますが、すべての子どもの健やかな成長のためには、経済的・家庭的環境などに関わらず、十分な保育・教育を受けられる仕組みをつくり、障害の有無で区別されることなく共に育ち学び合えるよう、保育・教育システムのさらなる充実を図り、子どもの発達を保障する体制を整えます。

⑤若者が定着する魅力あるまち

若い世代が、当地域に数多く生活することは、経済的側面だけでなく、支えあいの福祉* コミュニティの活性化につながります。若者をはじめ各世代の人たちが、このまちを選び、このまちに住んだことへの幸せを次代に伝えられるような福祉社会を創造していきます。

そのためには、教育機関の充実や就業の場の創出・拡大が必要であり、21世紀の* リーディング産業である医療・健康・福祉関係の企業の誘致や地元中小企業の新事業展開を支援します。

多くの分野で* グローバル化が進行しつつある今日、若者の定着を図ることは、たやすいことではありませんが、予想される厳しい社会経済情勢のなか、高齢者と若者が力を合わせ、あたたかく交流することにより、若者が社会的評価を得、自己の存在意義を実感できることが必要です。

そして、ベンチャービジネスへの起業支援はもちろん、伝統産業の* ユニバーサルデザイン化プロジェクトなど、新しいアイデアと創造力が活かせる仕組みづくりを検討し、年齢や性別などに関わらず、だれもが自分の考えを発言でき、お互いを認め合って意見交換し、そのことを通じて因習か伝統文化かを取捨選択して現代の生活スタイルに即した新しい支え合いコミュニティを構築します。

また、様々な価値観と出会い、共生する能力を身につけるため、世代間の交流を深めることはもちろん、農村部ホームステイの推進や他地域の若者を受け入れることができる体制づくりに取り組みます。

◆主要施策

健康・福祉の推進

地域福祉の推進	住民参加型の福祉社会の実現に向け、地域福祉を進めていきます。 ・ 地域福祉計画の策定 ・ 福祉の需要と供給を結び付ける仕組みづくり ・ 福祉の担い手の育成 など
高齢者・障害者福祉サービスの充実	福祉サービスの充実を図りながら、高齢者・障害者の自立を支援するとともに、社会参加の機会の創出や拡充に努めます。 ・ 地域分散型通所介護事業 ・ 在宅介護支援の機能拡充 ・ 外出支援の充実 ・ * 公的後見人制度の拡充 など
児童福祉の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、保育や子育て支援などの充実を図ります。 ・ 学童保育 ・ 特別保育（休日保育・一時保育等） ・ 子育て支援センター など
福祉施設等の充実	誰もが安心して地域社会で暮らすことができるよう福祉施設等の整備充実に努めます。 ・ 福祉施設（特別養護老人ホーム・障害者授産施設など）の整備充実 ・ * ユニバーサルデザインのまちづくり など
健康づくりの推進	誰もが健康で充実した日常生活をおくることができるよう、健康づくりを進めます。 ・ 健康診断 ・ * T H P（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）の推進 ・ 介護・病気予防 など
病院・医療の充実	病気や事故等にあっても安心して暮らせるよう、医療機関の充実を図ります。 ・ 病院の機能充実 ・ 緊急医療体制の充実 ・ 電子カルテの導入 など

3. 生活・環境の再生

安全で住みよい自然共生都市をめざして～源流の自覚と誇りをもって～

当地域は淀川水系の源流域に位置しており、豊かな緑と水に恵まれています。しかし、住宅化や工業化等の進展により、自然環境が変化していることに加え、農林業の衰退にともない、森林・農地のもつ公益的機能が低下してきています。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動やライフスタイルの浸透により、廃棄物の増大や生活排水による水質汚濁等の問題が深刻化しているほか、当地域においても地球温暖化や酸性雨など、地球規模の環境問題が顕在化してきています。

そのような背景を受け、“もの”から“こころ”の豊かさへと価値観が変化してきており、複雑かつ多様化する環境問題を解決していくために、住民、事業者、行政がそれぞれの意識や行動を見直す必要があります。大切な地域資源である豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、“人”と“自然”とが共生できる地域を形成するため、多様な主体の協働を促し、環境への負荷を与えない循環型社会を構築します。

住民が快適かつ豊かな日常生活を送るためには、住環境や情報環境の整備・充実を図るとともに、自然環境との調和を考慮した、災害に強いまちづくりを進める必要があります。近年においては、都市化の進展等にともない、近隣住民との連帯意識が希薄化していることから、* コミュニティの機能を再生し、行政と企業、住民相互の自主的な防災・防犯活動や警察、消防等との協働により、安心して生活できる安全な伊賀地域を形成します。

①生きよう！ 自然とともに ～人間優位から共生へ～

森林は、水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有しています。しかし近年、採算性の悪化や林業従事者の高齢化・減少にともなう担い手不足のため、適正に管理されずに放置されている森林が増加しています。そのため、ボランティアや* NPO等との協働による新たな森林づくりをめざし、地域住民や都市住民等の参加を促すことで、間伐や針葉樹・広葉樹の混交林化等を推進し、森林が持つ機能が持続的に発揮できるように努めます。同時に森林の公有化や公的管理について推進することにより、水源かん養のための環境林創設に努めます。また、新たな公的施設の建設については、できるだけ木造とし、地場産木材を優先的に使用することで林業の維持存続に努めます。

農業については、農家の高齢化、中山間地域の過疎・高齢化等により、耕作放棄地や荒廃農地が増加しつつあります。水田については今後一層作付面積の減少が進むと考えられ、その保水・調整機能や多様な生態系の維持機能等が低下することが懸念されています。そのため、担い手の創出や滞在観光型農業の振興（アグリツーリズム）など、新たな農業振興策の推進により、農地の荒廃を防ぎ、維持を図ります。

当地域は淀川水系木津川の最上流に位置していることから、源流域住民としての自覚と誇りを持ち、“人”と“自然”との共生をめざして、地域が一体となり、豊かで清らかな水を下流へ送る必要があります。将来にわたり安全・安心な水を提供していくため、下流住民や行政機関との連携や協働を推進するとともに、水道水源保護条例等の制定により、上流域の水源地を保全する仕組みを構築します。

河川は多様な生物の生息・生育の場であるとともに、住民にとっても憩いや休養の場となっています。そのため、治水面の安全性を確保しつつ、生態系や自然景観に配慮した河川づくりを行い、山から川を通じて海につながる連続性の回復や正常な水循環系の確保に努めることで、豊かな生態系と良好な河川環境の保全・復元を推進します。

多様化する環境問題に対応し、自然と共存していくためには、住民一人ひとりの理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を実践していく必要があります。そのため、学校教育における環境教育を一層充実させるとともに、住民、* NPO、事業者等と行政とがパートナーとして連携し、子どもから高齢者まであらゆる世代に対する環境教育や体験学習を推進します。

地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が原因となっており、住民・事業者・行政がそれぞれの立場において、日頃営んでいる、あらゆる社会活動を見直す必要があります。そのため、温暖化対策の啓発を進めるとともに、省エネルギーの実践や自然エネルギー、* バイオマスエネルギーの活用を推進することにより、自然共生都市の形成をめざします。

ダイオキシンや環境ホルモン等の環境リスクの発生を低減させるためには、住民、事業者、行政が環境問題に関する専門的な情報を共有する必要があります。そのため、安心かつ高度な情報環境を構築し、情報公開の徹底による情報の共有化や相互のコミュニケーションを円滑化させることにより、環境リスク発生の未然防止を実現する仕組みづくりに取り組みます。

◆森林の公益的機能評価額

機能の種類	三重県の評価額	構成比率	100haあたりの 評価額	伊賀森林計画区	備考
水源のかん養機能					森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割
①降水の貯留機能	216,334 百万円	16.6%	58 百万円	23,738 百万円	
②洪水の防止機能	180,160 百万円	13.8%	48 百万円	19,646 百万円	
③水質の浄化機能	289,436 百万円	22.2%	77 百万円	31,515 百万円	
小計	685,930 百万円	52.5%	182 百万円	74,899 百万円	
土砂流出防止機能	326,476 百万円	25.0%	87 百万円	35,608 百万円	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する割合
土砂崩壊防止機能	126,229 百万円	9.7%	34 百万円	13,916 百万円	森林が根茎を張りめぐらせることによって土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能	34,491 百万円	2.6%	9 百万円	3,684 百万円	森林が人に安らぎを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能	56,509 百万円	4.3%	15 百万円	6,139 百万円	森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能					森林がその成長過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
①二酸化炭素吸収機能	18,527 百万円	1.4%	5 百万円	2,046 百万円	
②酸素供給機能	58,339 百万円	4.5%	16 百万円	6,549 百万円	
小計	76,866 百万円	5.9%	20 百万円	8,595 百万円	
合計	1,306,501 百万円	100.0%	347 百万円	142,841 百万円	
伊 賀 森 林 計 画 区				1,428 億円	

資料：林野庁資料、三重県森林保全課資料（三重県ホームページ「三重の環境」より）

二酸化炭素削減の取り組み

1997（平成9）年に開催された地球温暖化防止京都会議の議定書が締結され、わが国では2008（平成20）年から2012（平成24）年の間に1990（平成2）年比6%の温室効果ガスを削減することが義務付けられています。

また、三重県においても「三重のくにづくり宣言」の中で2010（平成22）年の目標を「京都会議の結果を踏まえてできる限り削減する」としています。具体的には「三重県地球温暖化対策推進計画」で2010（平成22）年には1990（平成2）年比6%削減を掲げています。

構成市町村では上野市、伊賀町、大山田村、青山町で「地球温暖化対策実行計画」が策定されており、それぞれ目標を掲げ、温暖化対策に取り組んでいます。

②築こう！ 伊賀流* ゼロエミッション ～ゴミゼロ社会の実現～

増大するごみ問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、循環型の社会経済システムに転換する必要があります。

そのため、従来捨てられてきた“ごみ”を資源として認識し、再使用（リユース）や再利用（リサイクル）を推進することはもちろん、ごみ自体の発生抑制（リデュース）に取り組む必要があります。今後、住民、* NPO、事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にすることで、伊賀流ゼロエミッション社会の実現をめざします。

一般ごみについては、分別の種類・形態の一元化等を行うとともに、収集・処理の広域化を図るなど、合理的な処理方法を検討します。家庭や事業者から排出される生ごみや畜産廃棄物等については、たい肥化や* バイオマスエネルギーとしての活用を促進し、農業従事者と消費者である住民との協力のもと、地域内における有機資源の循環システムの構築に取り組みます。循環の輪を外れる不法投棄物については、啓発や監視活動を強化することにより減少を図ります。また、産業廃棄物については、その発生自体をなくす生産技術の開発を誘導するとともに、複数の事業者がネットワークに参加し、お互いに廃棄物を原料として利用することによって地域から廃棄物が発生しないシステムを構築します。

◆ 1日1人あたりの廃棄物排出量 単位：g/人・日

市町村名	2000 (平成 12) 年度実績	1999 (平成 11) 年度実績	1998 (平成 10) 年度実績
上野市	1,303	1,387	1,711
伊賀町	874	883	823
島ヶ原村	1,414	1,291	1,269
阿山町	713	817	574
大山田村	904	879	775
青山町	654	569	638
県全域	1,150	1,211	1,230

資料：「一般廃棄物処理事業のまとめ」 三重県環境部循環システム推進チーム

③守ろう！ くらしの環境 ～ふるさとの原風景を次世代に～

当地域には、歴史的なまちなみが数多く残されていますが、景観を保全する規則等が十分でないため、新旧の建物が混在しています。そのため、まちなみ保存のための景観保全条例等を制定し、当地域ならではの歴史・文化にこだわった景観づくりを推進します。

歴史街道については、脇道の景観についても保全するとともに、標識のほか植栽や舗装、電線の地中化など、できる限り当地域らしい景観が保全・回復できるように取り組みます。さらに、都市計画等により歴史性、文化性を無視した無秩序な開発を規制しつつ、美しい景観の保全と生き生きとしたくらしのあるまちの創造に努めます。

* モータリゼーションの進展にともない、自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染の問題が生じています。そのため、1台の自動車を共有し効率よく利用し合うしくみ（カーシェアリング）の導入を検討するなど、地域交通システムのあり方を総合的かつ抜本的に見直し、歩行者・自転車優先・優遇の整備を進めます。また、地域社会のさらなる高齢化への対応と

して、既設道路の* バリアフリー化、新設道路については* ユニバーサルデザインによる歩道の整備・充実を図るとともに、公共交通機関の利便性向上に取り組みます。

資源の枯渇が心配されるなか、新市が一体となって風力発電や太陽光発電設備など、自然エネルギーの普及を進めます。

自然景観については、森林や農地の荒廃が進んでいますが、都市景観も合わせた「ふるさと」の原風景として次代に引き継いでいくため、地域資源として認識し、保全・復元に取り組む必要があります。そのため、地域全体を「伊賀市・* エコミュージアム」とみなし、自然環境だけでなく、歴史、文化、生活様式など、有形・無形の資源を住民等の参画・協働により調査・研究・保存・展示する「博物館」の形成をめざします。

飲料水原水の浄水施設並びに生活排水処理施設の充実が必要となっています。木津川は上流の汚濁が下流より進んでいると言われており、その要因となっている生活排水の処理を進めなければなりません。水質保全の観点から、し尿と合わせて生活排水を処理する高性能な合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道については、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理事業等の制度を地域の特性に応じて臨機応変に使い分け、なるべく住民負担が軽い方法により効率的に整備していきます。* バイオチップを活用した水を流さない処理方法等の導入についても研究します。

公共事業については、計画段階から情報公開と住民参加を図り、事前に環境影響評価を行い、住民との合意形成に努めます。また、その事業の必要性を十分に検証し、合意形成できない場合には、事業を見直したり、中止できたりする仕組みを構築します。公共土木工事の計画・施工については、生態系保全の配慮に努めます。

④創ろう！ 安全な地域 ～安全神話や他人任せからの脱却～

住民の生活や財産を守るため、災害、事故、犯罪等による被害の防止・軽減を図り、安全かつ安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

そのため、あらゆる災害に備えて、治山、治水、砂防や公共施設の耐震対策等を推進するとともに、常備消防・救急救助体制の広域化や地域連携の強化、災害発生時における避難場所の確保や避難経路の明確化、さらには情報通信基盤を活用した迅速な情報収集・伝達環境の構築を図ることで、災害に強いまちづくりをめざします。

また、他人任せからの脱却を促すため、住民の防災意識の高揚を図るとともに、高齢化がみられる消防団等の自主防災組織の再編や防災ボランティア団体等を育成することで、地域防災体制の強化に努めます。

都市化の進展や価値観の多様化から、近隣住民との連帯意識の希薄化も指摘されています。そのため、地域と学校、警察等の関係機関との連携、協力体制を強化するとともに、地域* コミュニティの再構築を図ることで、住民相互の自主的な防災・防犯活動を推進し、災害時の協力・連携の体制づくりや犯罪の未然防止に努めます。

日常生活の移動手段としては、マイカーが中心となり交通量は年々増加していますが、高齢化の進行や大気汚染の問題等への対応も踏まえ、自動車優先社会を見直す必要があります。そのため、交通安全意識の高揚や徹底を図る一方、歩道や歩行者専用道の整備・充実、* コミュニティバス等の導入による公共交通機関の利用促進など、総合的な観点から交通安全対策を推進します。特に道路わきの街路樹については交通標識の障害にならないよう配慮するとともに、すでに障害となっている場合は低木や草花に植え替えるなど、自然環境や都市景観との調和への配慮等の多面的な観点から安全かつ快適な道路

環境の整備を推進します。

経済成長により、私たちの消費生活は飛躍的に豊かになりましたが、インターネットや携帯電話の普及とともに商品の販売方法等はさらに多様化・複雑化しており、消費者である住民と販売業者とのトラブルも増加しています。そのため、住民が安心して消費生活を送ることができるように、悪質な行為に関する情報提供や啓発活動の充実、相談窓口の設置等により、消費者保護に努めます。

また、食品の安全性や品質に対する関心は今後さらに高まるものと見込まれることから、関係機関との協力・連携のもと、住民が安心して豊かで安全な食生活を送ることができるように、適切かつ迅速な情報提供を行います。

農産物の栽培は、低農薬、無農薬で行われるよう農家を指導・支援し、自然で安心な伊賀ブランドを確立し、地産地消のみならず、上下流で連携した生産／消費の仕組みづくりを進め、農家の自立経営を支援します。

◆主要施策

生活・環境の再生

環境政策の推進	総合的な環境政策を推進するとともに、クリーンエネルギーの普及啓発及び導入を図ります。 ・ 環境基本計画の策定 ・ 再生可能エネルギー（* バイオマスエネルギー、風力・太陽光発電など）の導入・研究 ・ 環境教育の推進 など
自然環境の保全と森林の適正管理	自然環境を保全するとともに、森林の持つ水源かん養等の公益的機能を保持するため、適正管理を推奨・支援します。 ・ 森林の公的管理 ・ * グリーンツーリズム など
河川の整備	自然環境保全や災害防止のため、河川の整備を行ないます。改修等を行なう場合は自然環境や景観に配慮した工法を用います。
公園の整備	生活の身近な憩いの場や交流、ふれあいの場として公園を整備します。
景観の保全	地域の歴史や環境に配慮した景観の保全・継承を図ります。 ・ まちなみ保全 ・ 都市景観の保全 ・ 地域景観の保全 歴史・文化に配慮した景観づくり など
循環型社会の構築	ごみの排出抑制を行うとともに資源として再利用・再使用できる循環型社会の構築を目指します。また、処理が必要な一般廃棄物については広域化を図り、合理的かつ安全に処理します。 ・ 資源ごみリサイクル促進 ・ 生ごみ堆肥化 ・ 産業廃棄物のリサイクル化と適正処理の徹底 など
水道水の安定供給	安心できる水を安定供給するため、施設の更新や水道の拡張計画等に基づいた施設の整備・充実に努めます。 ・ 水道水源の保全

	・ 簡易水道の再編 ・ 未普及地域の解消 ・ 水道の広域化 など
生活排水処理施設の整備	衛生的な住民生活を送り、淀川水系の源流域としての役割を果たせるよう、環境・生活の両面に配慮して生活排水処理を推進します。 ・ 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備
住環境関連施設の整備・管理	公営住宅や斎苑等については、安全性、* バリアフリー等を考慮し、改修・改築を図っていきます。
消防・防災の充実	大災害にも備えた防災対策を強化するとともに、緊急時に対応した広域的な消防体制・救急救助体制を整備充実します。 ・ 自主防災の推進 ・ 防災無線の整備 ・ 防災体制の強化・充実 など
防 犯 ・ 交 通 安 全 対 策	犯罪や交通事故のない安全なまちを目指し、啓発活動や住民と行政が一体となった取り組みを進めます。

4. 教育・文化の充実

人を育み 文化を創る ～一人ひとりが輝くことで伊賀市は限りない可能性を持つ～

核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域における「教育力」が低下し、犯罪の低年齢化や問題行動が増加してきています。学校においては、いじめや不登校、校内暴力など様々な問題が生じてきています。このため、家庭、学校、地域が一体となり、役割を分担しながら相互に補いあい、それぞれの教育力を充実させることで総合的な教育を推進していきます。

複雑化する社会に柔軟に対応できる人材を育成するため、子どもの教育はますます重要になってきています。このため、個性や能力を伸ばし、創造性を十分に発揮できるよう、伊賀市ならではの教育を行っていきます。

一方、自由時間の増加や、心の豊かさを求める傾向から、学習・文化・スポーツ活動への参加意欲が高まってきています。だれもが生涯を通して自由にいつでもどこでも、様々な活動に参加できるよう、指導者の確保と育成に取り組むとともに、活動の場や機会の充実を図っていきます。

また、地域の歴史や文化をわたしたち一人ひとりが再認識し、さらにそれを深め、保存、再生や活用をすることによって、地域に誇りを持ち、そのすばらしさを世界に発信していきます。

これらの施策の根幹として、一人ひとりが尊重され、大切にされる社会づくりが必要です。そのためには、個人や社会の意識改革や価値観の見直しが求められます。生まれや性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、だれもが自立でき、個性や能力を発揮し、いきいきと社会参加ができるよう、人権に関する教育や啓発を推進していきます。

人づくりこそがまちづくりの原点です。わたしたち一人ひとりが成長し、輝くことで伊賀市は限りない可能性を発揮します。

①未来の地域を育む人づくり

教育の基本は家庭です。家庭においては子どもが基本的な生活習慣や、社会ルールを身につけることが大切です。さらに学校では、個性や能力を伸ばす教育を行っていく必要があります。家庭と学校、地域はそれぞれの役割分担を果たしつつ、新市の地域性、特色を生かした教育を行っていきます。

家庭では子どもの基本的なしつけができていないなど教育の場としての家庭の機能が低下してきています。子育ての難しさなどの問題も指摘されており、親やこれから親になる人を対象とした学習機会の提供、幼児教育相談所の設置等、家庭教育の支援体制を充実させる必要があります。

学校では、当地域ならではの特色ある学校づくりを推進します。地域の歴史・文化を教材とした学習、伝統スポーツである武道などに力を入れた学習、また、国際感覚を養うため外国語科目が選択できる学習など学校ごとに特色を出していきます。

また、自分で行きたい学校を自分で選択できるような校区の緩和・撤廃についても検討を進めていきます。

一人ひとりの個性を伸ばす教育を行うため、少人数学級の実現をめざすとともに、子どもの能力に合わせた、学びやすい環境を整え、学ぶことに対する意欲や学ぶことの楽しさといった基礎的事項に加え、得意分野を評価される仕組みづくりや、一人ひとりの創造力・思考力を伸ばすことができる教育をめざします。

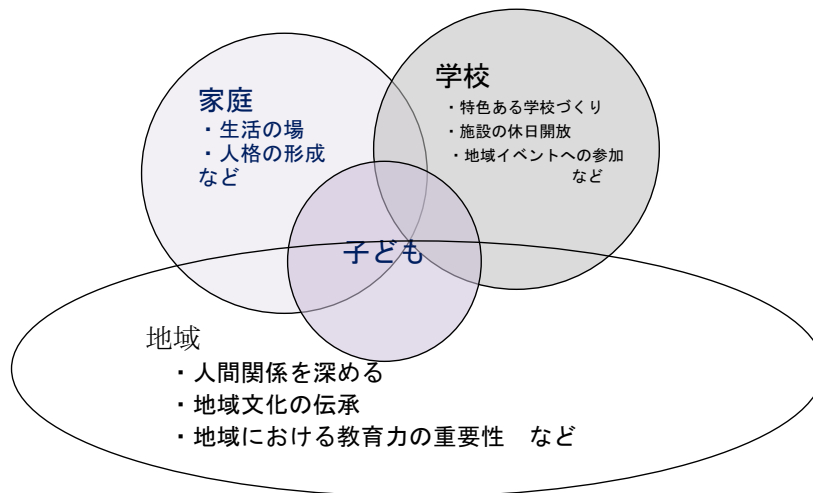
さらに、教師の民間人登用制や、小中高の一貫教育による教師間交流、教育委員会のあり方、学校評議員制度の充実等によって、教師の資質の向上を図るシステムを検討していきます。

地域においては、大人や子どもたちが一緒になって様々な体験を積み重ねることにより、人間関係を深める必要があります。こうした取り組みを通して子どもたちが自分の住む地域や人びとに愛着や誇りを持ち、感性豊かな人間として成長していくことをめざします。

大人たちは、地域における教育の重要性を認識し、子どもは大人を見て育つという自覚を持ってその役割を担っていかねばなりません。

そのため、大人たちが積極的に地域活動に取り組んでいける社会の構築をめざし、企業などへの理解・協力体制の啓発を行っていきます。子どもを地域全体で見守り、しつけ、育てていくことが必要です。

◆人づくりのステージ



②心と体を育む生きがいづくり

生涯にわたり学習やスポーツなどを行っていくことは、わたしたちが生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送る上で欠かせなくなっています。

多種多様な学習活動やスポーツ活動に親しむ機会を充実させ、学べる場、交流の機会などを拡充するとともに、だれもがいつでも自由に学べる体制づくりを促進します。

総合的に学べる場としての生涯学習ゾーンの確立、また、身近に学べる場としては、公民館、学校、福祉センター等を利用し、サークル・交流活動の充実や専門職員の配置等を考えていきます。

さらに、専門的な知識や能力をもった人材情報のネットワーク化を進め、指導面を充実させていきます。

図書館や公民館等の図書室（図書スペース）については、いつでもどこからでも読みたい本が借りられるよう、図書のデータベース化や、貸し出しシステムを構築するなど機能を充実させていきます。

スポーツ、レクリエーションについては、すべての人が参加できる活動の機会を充実することによって生きがいづくりを積極的に支援します。また、だれもが手軽に楽しめるよう地域スポーツを振興するとともに、世界に通じる人材を育成することのできる民間クラブの設立を進めます。このような多様なかたちでスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に取り組んでいきます。

③地域文化の継承と創造

当地域は、松尾芭蕉など世界に誇れる文化人を多く輩出してきました。これら先人の生き方や活動に加え、当地域の魅力を紹介する副読本等をつくり、伊賀の歴史・文化のすばらしさを学ぶ体制をつくつ

ていきます。そのことにより、昔の良いところを再認識し、現在に活かし、新たな文化の創造に役立てていくことが必要です。

新たな文化の創造の一端を担う芸術家を養成するため、活動場所の提供や、活動の支援体制を確立します。芸術家が育つことにより、優れた芸術に触れる機会が増え、文化芸術意識が高まります。

また、当地域には、伊賀焼や伊賀くみひもといった伝統工芸があり、これらを伊賀ブランドとして確立し、全国に向けて情報発信するとともに、この技を後世に伝えていく仕組みをつくっていきます。

そして、地域外に流出した文化財や、失われつつある文化を、地域内で展示・保存できるよう、博物館・美術館機能を有した施設の整備を促進するとともに、古き良きものを後世に残して伝えていくためにも、独自の登録文化財制度の創設を推進していきます。

文化ホールについては、それぞれに特性を持たせ、その機能を相互に高めネットワーク化を図るとともに、発信機能を充実させていきます。

地域の文化については、伝承体制を地域住民が一体となってつくりあげていくことが大切です。その活動拠点を公民館とし、伝統芸能等を次世代に伝えていくことにより、個性豊かな地域を生み出します。

④人権文化の創造

だれもが個性や能力を発揮し、自己実現できる豊かな社会を実現していくためには、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていかなければなりません。

差別がない人権文化の根付く社会を構築するには、自己の意識改革や社会意識の変革を促すことが必要であり、教育と啓発がますます重要となってきます。

そこで、学校や家庭などにおいて人権について正しく学び、考えることにより人権の大切さを理解し、自らが判断できる力を身につけられるよう人権・同和教育を行っていきます。

さらに、地域や職場などで行われている学習会に参加するなど、あらゆる学習機会をとらえて、自己の人権意識の向上をめざしていかなければなりません。

一方、企業などにも人権問題に対して自主的に取り組み、生まれや性別、年齢、国籍、障害の有無などの違いで差別を受けることがなく、平等に自己の能力が発揮できるような環境づくりを推進していくよう、啓発していきます。

また、すべての人の尊厳が認められ、だれもが不自由なく平等に日常生活をおくる事ができるよう、
* ユニバーサルデザインのまちづくりをめざしていきます。学校をはじめとする施設の* バリアフリー化を促進するとともに、人権侵害を受けた人の心のケアのための相談体制やそれをサポートする団体への支援なども充実させていきます。

すべての人が互いの違いを認め合い、共に支えあっていきたいと社会参加ができる真に人権が尊重される社会の実現をめざします。

◆主要施策

教育・文化の充実

学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、施設の改築・改修や特色ある学校教育を推進します。 ・校区の再編 ・校区自由化の検討 ・授業選択制 など
生涯学習の推進	心豊かな生活を送るため、社会教育施設の整備充実や公民館活動など生涯学習の充実を図ります。 ・公民館・図書館・生涯学習センターなどの整備・充実
スポーツの振興	心と身体を育むため、スポーツ施設を整備・拡充するとともに、スポーツの競技力の向上と生涯スポーツの充実を図ります。 ・競技施設・生涯スポーツ施設の整備・充実 ・団体育成支援 など
文化の振興	伝統文化の継承や新たな文化の創造を図るため、文化施設の整備充実を行います。 ・文化財の保存・整備 ・文化施設の整備充実 など
高等教育機関の立地促進	高度な知識を有する人材を育成し、地域振興を図るため、高等教育機関の立地を促進します。
青少年健全育成の推進	次代を担う青少年が豊かなこころを持ち、心身ともに健やかに成長していけるよう青少年の健全育成に取り組みます。 ・地域活動等への参加促進 など
人権・同和施策の推進	全ての人が互いの違いを認め合い、共に支え合い、参画できる社会の実現を目指します。 ・人権・同和教育の推進 ・人権啓発草の根運動の推進 ・隣保館の充実 など
男女共同参画の推進	男女が自由に参画・参加できるような地域社会の形成を図ります。 ・男女共同参画基本計画策定 など

5. 産業・交流の促進

新しい価値の共創と多様な交流～地域資源を活かし、しなやかにされどしたたかに～

当地域は、従来農林業を基幹産業として位置付けてきましたが、就業者の減少や高齢化の進展、採算性の悪化等により、競争力のある産業として維持していくことが難しい状況となっています。

また、長引く景気低迷の影響に加え、産業構造や消費者ニーズの変化、経済の* グローバル化の進行等により、企業を取り巻く経営環境も厳しくなっています。このため、新たな視点から地域産業の維持・振興方策を検討し、その産業を持続的に発展させていくことが重要となっています。

構成市町村には、緑豊かな自然環境や歴史遺産等の観光資源のほか、農林業をはじめ多様な地域産業があり、これらの地域資源を有効活用するため、新たな枠組みで連携・融合できる仕組みを構築し、内発的な活性化を促進する必要があります。また、圏域外交流を活発化させるため、集客交流資源をネットワーク化し、地域イメージを確立することが重要です。

そこで、行政、事業者、* NPO等が協働して、21世紀の伊賀にふさわしい新たな産業・交流を創造します。

①地域産業～伊賀市をブランドとして確立し～

農林業の舞台となる農地や森林は、多面的かつ公益的な機能を有していることから、経済性や効率性だけを重視するのではなく、多様な機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ長期的な視点から農林業の活性化に取り組む必要があります。

このため、農林作業受委託の円滑化や農林地の流動化を促進する仕組みを構築することで、農林業の維持・再生を図り、農地や森林の荒廃防止に努めます。また、農林業の担い手を確保するため、農林業法人、NPO、ボランティア等の新しい組織を育成するとともに、若者を中心とした* UJIターン希望者、女性、定年帰農者等が安心して就農できる環境づくりに努めます。

安心・安全、新鮮な農林産物に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されることから、有機農法など環境保全型の特色ある農法の浸透・定着を図るとともに、販路を確保するため、消費者の理解と協力のもとで生産できる新しい仕組みを構築します。また「* スローフード」や「* 食育」の視点から、地元の食材や伝統的な食文化が見直されるように取り組むことで、地産地消を推進します。

当地域は、伊賀米、伊賀牛、伊賀豚等の産地として農業が基幹産業となってきましたが、伊賀焼、伊賀くみひも等の伝統的な地場産業や個性のある食料品製造業など、他の業種や産業と新たな枠組みで連携・発展していけるよう支援し、地域内で生産された物産に市場競争力と文化価値を備えることで、伊賀市をブランドとして確立し、戦略的に情報発信します。

地域経営の活性化を図るためには、その牽引力となる地元中小企業の経営革新や創業を促進していく必要があります。大きく変化している経営環境に対応するため、* マーケティングや* マネジメント面での支援のほか、産学官連携による研究開発や多様なネットワークの構築等を推進することにより、将来の地域産業を担う人材や中小企業の育成を支援します。

また、企業誘致に関しては、就業の場の創出による若者の定住効果や地域産業への波及効果を考慮しつつ、既に開発済みの工業団地や地域にある経営資源を有効に活用・PRして、積極的な誘致活動に努めます。

②21 世紀型産業～起こせ* コミュニティ・ビジネス、人にやさしい真の技術を～

介護、福祉、育児、環境保護など、日常生活に密着した分野については、民間のビジネス領域と捉え、民間への委託やコミュニティ・ビジネスとしての起業を促進し、行政との協働により取り組んでいきます。

コミュニティ・ビジネスの運営主体は* N P O (Non Profit Organization) が中心になると想定されますが、従来ボランティア的にみられてきた N P O を新しい利益を生み出す組織 (New Profit Organization) と捉え、その設立や経営基盤を支援します。

コミュニティ・ビジネスを支える仕組みとして、* エコマネー等の* 地域通貨制度や住民から資金を募る新たな金融システムの創設を検討します。地域通貨の導入は、貨幣価値として評価することが難しいサービスや労働を促す動機づけになることから、地域経済の活性化とともに地域内の相互扶助的な連帯感を高める手段として有効に活用します。

大量生産・大量消費・大量廃棄型から循環型の経済システムへの転換が求められており、「環境」問題に対応した経営を促進するため、環境に配慮した技術や資源循環型製品の開発に取り組む企業を積極的に支援します。また、青山高原にある風力発電をはじめ、太陽エネルギーや* バイオマスエネルギーなど、自然環境や農林業を有効に活用した、環境にやさしい新エネルギーの開発と利用を促進します。

さらに、21 世紀は生活の質の向上に重点が置かれ、「健康」に関するニーズは今後さらに高まるものと予想されることから、医療・健康・福祉産業を 21 世紀の* リーディング産業として位置付け、企業誘致や地元中小企業の新事業展開を積極的に支援します。

③多様な地域資源～歴史と自然がおりなす物語の連携を～

当地域は、豊かな自然環境に加えて、歴史的な遺産や伝統的な文化など、多くの地域資源を有しています。このため、地域資源の潜在的な価値を再認識するとともに、土地利用の方向性を各地域の特性に応じて区分し、保全を図ることで有効に活用していきます。

地域に点在する集客交流資源を最大限に有効活用するためには、当地域を訪れる人びとの視点から捉え直したうえで、連携やネットワーク化を進める必要があります。このため、それぞれの集客交流資源を独自の個性ある“特区”として集中的に支援するとともに、関連性のある“特区”を一つにつなぐような戦略的なストーリー性やテーマ性を持たせます。そして、そのストーリーやテーマごとに連携させた集客交流資源を、さらに連鎖的に結びつけることで新市そのもののブランド化を図り、地域全体の* ポテンシャルを高めます。

また、訪問者を温かく受け入れるために、* ホスピタリティの浸透を地域全体で図り、滞在型の観光や、* リピーターが期待できる地域づくりを進めます。

④圏域内外交流～人の出会いに心ときめく地域の* アイデンティティを～

中心市街地については、* モータリゼーションの進展にともなう生活圏の拡大等により空洞化が進行しています。このため、空き店舗や遊休地については、商業機能の集積地としての再生を検討するだけでなく、コミュニティ・ビジネスを展開するためのオフィスや起業者の* インキュベーション施設への転用、単身者や高齢者向けの居住施設の建設など、多様な主体が交流できるような環境を整備することで、活性化を促進します。

地域内交流を促進するためには、特に東西軸と比較して遅れている南北軸の交通基盤を整備し、圏域内を 30 分程度で移動できるように交通アクセスを改善していく必要があります。南北軸を整備するこ

とにより、大阪・名古屋だけでなく、福井・和歌山といった東西南北の結節地域として、交流の中心的な役割を果たす可能性があります。

また、高齢化の進展を踏まえ、ドア to ドアの交通手段に対する需要が見込まれることから、* NPO等が運営する* コミュニティバスやタクシーなど、新しい地域交通システムの導入を検討します。さらに、環境への関心が高まるなか、先進国ではマイカーの利用を適度に抑え、公共交通機関の充実を図った都市計画が数多くみられますが、当地域においても検討していく必要があります。

このため、鉄道においても環境負荷が低く、効率的なまちづくりを進めるという観点から、JR関西本線の電化・複線化、伊賀鉄道伊賀線の活性化、複線・標準軌化を推進していきます。

地域外との交流については、奈良・京都・滋賀との回廊的な広域連携軸を形成するとともに、「伊賀は関西」という考えのもと、地域の* アイデンティティを堅持しつつ、集客交流を図るうえでの重点目標として* 関西戦略を積極的に推進します。

人びとの意識が「もの」から「心」の豊かさを重視する傾向に変化してきており、「やすらぎ」や「ゆとり」を求める都市住民が増加しています。このため、農林業体験や農林産品の産地直売、森林浴や避暑的な利用など、多彩な* グリーンツーリズムのメニューを都市住民に対して積極的に提案することにより、都市との交流を活発化させます。

また、都市との共生は、流域の自然環境や水質保全の観点からも求められており、下流域で生活する都市住民との協力や連携により、森林の水源かん養能力を保持する取り組みを行います。

⑤情報通信基盤 ～* ユビキタス社会の到来を踏まえて～

* CATV 網等の情報通信基盤が整備されたことから、電子市役所の構築と地域の情報化を実現し、インターネットを活用したコミュニケーションや交流を促進します。また、いつでも、だれでも、どこからでもアクセスできるユビキタス社会の到来を踏まえた、行政サービスやまちづくりへの取り組みも行います。

地域の情報を住民、NPO、ボランティア、事業者、行政など、多様な主体が共有し、活用していくためのホームページの開設と情報内容の充実を図り、地域活動への住民参加や活性化を促進します。

また、住民サービスの向上、行政の効率化等の観点から、インターネットを活用した「* 地域イントラネット」を構築し、教育、行政、福祉、医療、防災など、様々な分野において双方向の情報通信サービスを推進します。

* ITや情報通信基盤の整備とともに、農村部においても* SOHOなど、多様な就業形態が普及しつつあることから、自然豊かな住環境のもとで起業・就業を希望する都市住民のニーズへの対応や定住を促進するため、地域内における* マイクロ・ビジネスを支援します。

⑥国際交流 ～小さい伊賀市から、俳句・忍者を世界へ～

当地域には外国人が多く在住しており、地域内における国際交流を促進するためには、互いに異なる食文化を含めた伝統的な文化、歴史的背景、価値観等を同じ住民として理解し、尊重し合う必要があります。このため、外国人が暮らしやすい環境を整備するとともに、地域住民とふれあうことのできる* コミュニティ活動等への参加を促すことで、外国人と共生できる地域社会の形成に努めます。

地域の文化や歴史に対する理解を深めてもらうために、「松尾芭蕉」、「忍者」など、世界的に通用する当地域らしさ、独自性を積極的に情報発信する一方、受け入れ体制を充実させ、外国人が訪れたいような世界に開かれ、世界に認知されるまちづくりを推進します。

さらに、* ボーダレス化や* グローバル化の進展が加速するなかで、住民一人ひとりが自分の言葉や文化を失わず、国際交流に理解を深め、国際感覚を養う必要があることから、新しい時代にふさわしい人材の育成を推進するとともに、* NPOやボランティアなど、住民が主体となって行う国際交流活動を支援します。

◆主要施策

産業・交流の促進

農業の振興	自然環境に配慮し、安全安心な農産物の生産を振興します。また、生産性の拡大のため農業基盤を整備します。 ・ 農業基盤整備 ・ 有機農法など環境保全型農業の推進 ・ 担い手の育成・確保 など
林業の振興	森林の適正管理や林道の新設・改良を行なうとともに、森林を活用した交流施設を整備します。
商工業の振興	地域経済の活性化や就労の場の確保を図るため、企業を誘致し、商工業を振興します。 ・ 商店街の活性化 ・ 産・学・官の連携による新事業展開 ・ 伝統産業の振興と新事業展開 ・ 伊賀* メディカルバレー構想の実現 ・ 就労支援体制の構築 など
観光の振興	各地域に点在している観光資源をネットワーク化し、情報発信することによって、総合的な集客交流産業を振興します。 ・ 集客交流基盤の整備 など
広域交流の促進	新市と地理的・歴史的に深いかわりのある地域との広域交流を促進します。 ・ 京滋奈三の交流 ・ 関西との結びつきの強化 など
国際化の推進	外国人にも暮らしやすい環境整備を行ない、国際交流を推進します。また、国際化社会に対応できる人材の育成を行ないます。 ・ 国際交流員の設置 ・ 友好都市との交流 など
再開発等の推進	適正な土地利用を行ない、地域の秩序ある発展をめざして地区計画を策定するとともに、駅周辺の再開発等により「にぎわい」を再生します。また、各種事業の速やかな進展のために国土調査（地籍調査）を実施します。
道路の整備	地域内外の交流を促進し、住民の利便性の向上に大きな役割を果たす道路や住民の一体性を確保する道路については計画的に整備します。
公共交通機関の整備・充実	住民の利便性の向上や日常的な交通手段の確保のため、バスや鉄道など公共交通機関の整備充実を図ります。 ・ JR 関西本線の複線電化の促進 ・ 伊賀鉄道伊賀線の活性化、複線標準軌化の促進 ・ * コミュニティバスの運行 など

三重県の施策

1. 三重県の役割

新市は、独自の歴史・文化を有し、関西圏と中部圏の結節点に位置するという大きな可能性をもっています。本計画では、こうした地域資源や地理的条件等を有効に活用して特色あるまちづくりを進めるとともに、住民自治がシステムとして取り入れられることとなっています。

三重県は、新市の自主性・自立性の尊重を基本に役割分担を明確にして、「ひとが輝く 地域が輝く」まちづくりに向けた新市の取り組みを積極的に支援します。

2. 新市における主な県施策

(1) 分権・自治の確立

地方分権の動きのなかで、新市との協議に基づき新市の分権・自立を支援します。

住民自治基盤の拡充	・ 行政と市民がパートナーとして活動できる協働体制の構築 ・ 市民と行政間の情報共有体制の構築 ・ 県と新市の行政情報の共有化
分権型税財政の推進と包括的な事務事業の移譲	・ 県単補助金の総合補助金化の検討 ・ 包括的な事務事業の移譲と必要に応じた人的および財政的支援

(2) 健康・福祉の増進

市民が、それぞれの地域において安心していきいきと暮らせるよう、市民が主役となった保健福祉の取り組みを促進するとともに、地域医療の拡充に努めます。

地域福祉の推進	・ 新市の各種福祉計画策定の支援及び協働による事業の推進 ・ 三重県介護保険事業支援計画の推進 など
児童福祉の充実	・ 児童相談の充実 ・ 児童虐待防止対策及び児童虐待への対応の強化 ・ 母子の総合的な健康づくり（健やか親子いきいきプランみえ等）の推進 など
健康づくりの推進と医療の充実	・ 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」の推進 ・ 地域医療体制の整備（三重県保健医療計画の推進） など

(3) 生活・環境の再生

木津川の源流域に位置する当地域の生態系や自然景観に配慮した環境づくりを推進するとともに、水資源の確保を促進します。また、安全かつ安心して快適に暮らせる地域づくりに努めます。

自然環境の保全と森林・農地の適正管理	・ 森林の公的管理、治山、林道、造林事業の推進 ・ 中山間地域における農地等の適正管理への支援 ・ * グリーンツーリズムによる都市の農山村の交流への支援 など
河川等の整備	・ 川上ダムの建設促進 ・ 川上ダム建設に伴う関連事業の推進 ・ 河川の整備推進 ・ 治山、治水、砂防対策と老朽ため池、地すべり防止施設の整備推進 など

循環型社会の構築	・ 資源ごみリサイクルの促進 ・ 産業廃棄物の不法投棄、不法処分等の監視の強化 など
水道水の安定供給と生活排水処理施設の整備	・ 伊賀水道用水供給事業の推進 ・ 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備支援 など
消防防災対策の充実	・ 防災体制の強化 ・ 自主防災組織等の育成支援 など

（４）教育・文化の充実

独自の歴史や風土のもとに形成された文化を振興するとともに、地域の特色を活かした学習機会の提供に努めます。

学校教育の充実と生涯教育の推進	・ 特色ある学校（教育）づくりへの支援 ・ 少人数教育の推進 ・ 県立高等学校（講座、施設）の開放の推進 など
スポーツ・文化の振興	・ 総合型地域スポーツクラブの育成 ・ 歴史的文化の発掘と情報発信の強化 など
人権施策の推進	・ 人権が尊重される地域社会実現のための教育・啓発の推進 ・ 市民の人権啓発活動の取り組みへの促進・支援 など

（５）産業・交流の促進

活力ある地域社会を築くため、交流基盤の整備を促進するとともに、地域の特性を活かした農林業、伝統産業、観光の振興とメディカル企業の誘致等により産業を活性化します。

道路の整備	・ 名神名阪連絡道路の整備促進及び南進の具体化 ・ 名阪道路リフレッシュ事業の推進 ・ 広域農道「伊賀コリドールロード」の整備促進 ・ 新道路整備戦略を基本とした合併支援道路（表１）の整備推進 など
公共交通機関の整備促進	・ JR 関西本線の複線電化の促進 ・ 地方バス路線維持への支援 など
農業の振興	・ 「伊賀米」「伊賀牛」など特産農畜産物の生産体制強化への支援とブランド化の促進 ・ 地産地消の推進 ・ 安心安全な農畜産物の生産流通体制の確保 ・ 農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備推進 など
商工業の振興	・ * メディカルバレー構想の推進 ・ 中心市街地活性化の取り組みへの支援 ・ 伝統産業・地場産業の経営革新の取り組みへの支援 など
集客交流産業（観光）の充実	・ 歴史的文化の発掘と情報発信の強化 ・ みえ歴史街道構想の推進 ・ 伊賀地域ブランドの確立促進 ・ 国定公園等の利用施設整備の推進 など

広域交流・広域連携の推進	・隣接する京都府、滋賀県、奈良県との交流推進 ・関西との連携強化 ・中部圏、首都圏への情報発信の強化 ・首都機能移転の促進 など
--------------	---

表 1

市町村の合併による行政サービスの向上と効率化を支援するため、次の箇所の道路整備を進めます。

路線名	事業箇所
一般国道 25 号 (服部橋)	(上野市北平野)
一般国道 422 号 (三田坂バイパス)	(上野市諏訪～三田)
都市計画道路 伊賀上野橋新都市線	(上野市丸之内～恵美須町)
主要地方道 上野大山田線	(上野市喰代)
一般県道 上野島ヶ原線	(上野市枳川～上郡)
主要地方道 上野南山城線	(上野市白檜)
主要地方道 上野名張線	(上野市上神戸)
一般県道 枳川青山線	(上野市比自岐～青山町下川原)
一般県道 伊賀甲南線	(伊賀町下柘植)
一般県道 島ヶ原停車場観菩提寺線	(島ヶ原村町～中村)
主要地方道 伊賀信楽線	(阿山町西湯舟～川上)
一般県道 上友田円徳院線	(阿山町中友田)
一般県道 伊賀甲南線	(阿山町中友田～西湯舟)
主要地方道 伊賀青山線	(大山田村中馬野)
主要地方道 松阪青山線	(青山町阿保)
主要地方道 松阪青山線	(青山町阿保～種生)
主要地方道 松阪青山線	(青山町腰山)
主要地方道 松阪青山線	(青山町霧生)
主要地方道 青山美杉線	(青山町阿保～種生)
主要地方道 青山美杉線	(青山町小川内～出合)
主要地方道 名張青山線	(青山町種生)
一般県道 種生奥鹿野線	(青山町老川)
主要地方道 伊賀青山線	(青山町滝～妙楽地)

第5章 公共的施設の適正配置と整備

各市町村に点在する公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。

特に、今後策定する公共施設等総合管理計画に基づき既存の公共施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り新たに整備することとし、有効利用ができない公共施設については、除却を進めます。また、整備に当たっては行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を住民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新市全体として均衡ある発展と住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。

新市の本庁舎については、当面の間は既存施設を使用しますが、将来は、住民の利便性・防災拠点としての機能等総合的な視点から新たな設置について検討することとし、合併後の行政改革や地域内分権を進めることで機能や活用面で「小さな本庁、大きな支所」としていきます。



第6章 財政計画

財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものであり、新市の財政運営の指針となるものです。

計画期間は、合併後の2004（平成16）年度から2021年度までの18年度間であり、合併特例債の償還が長期に及ぶことや交付税の算定特例が合併後15カ年であることから、特例措置が終了した後も健全な行財政運営が持続できるよう計画します。

また、原則として現行制度が継続されるものとし、特例的措置や経済情勢等も考慮して計画を策定します。

なお、財政計画については普通会計（公営企業会計、収益事業会計以外の会計を合算した会計区分）ベースで計画したものです。

▼主な内容は次の通りです。

歳入

（１）地方税

地方税については、今後の経済情勢や人口の見通しを踏まえ、過大に見積もることのないよう現行制度を基本として推計しています。

（２）地方交付税

普通交付税については現行制度に基づき、合併による普通交付税の特例により算定し、合併特例債に係る交付税措置を見込んでいます。

（３）使用料・手数料

使用料及び手数料については、過去の実績等により推計しています。

（４）分担金・負担金

分担金及び負担金については、過去に実績等により推計しています。

（５）国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、扶助費の伸び率の実績、予定されている普通建設事業費等を加味して算定しています。

（６）繰入金

地域振興を目的とする「合併市町村振興基金」の繰入を見込むとともに年度間調整財源である財政調整基金等の繰入及びその他特定目的基金の活用を図り、繰入を見込んでいます。

（７）地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債に加えて、現行の地方財政制度を基に、減収補てん債、臨時財政対策債等を見込み推計しています。

歳出

(1) 人件費

合併による特別職員、議会議員数の減少に加えて、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少を見込み推計しています。

(2) 物件費

過去の実績等を参考にするとともに、管理部門の合理化等、合併効果を勘案し推計しています。

(3) 扶助費

合併によるサービス水準の向上や少子・高齢化への対応等を見込み推計しています。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定し、さらに、行政改革や調整方針等による補助金等の見直しについても見込み推計しています。

(5) 公債費

構成市町村の合併年度までの地方債に係る償還額及び新市建設計画事業等に係る合併特例債、通常地方債に係る償還見込額を推計しています。

(6) 積立金

合併後の地域振興を目的とする「合併市町村振興基金」の積立を見込むとともに、財政調整基金、減債基金への積立を見込み推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績等により、国保・後期高齢・介護保険事業会計に係る経費及び下水道事業等収益事業会計への繰出金を見込み推計しています。

(8) 投資的経費（普通建設事業費）

新市建設計画の主要事業に係る経費及びそれ以外に予想される普通建設事業費を見込み推計しています。

財 政 計 画

●2005(平成17)～2017(平成29)年度は決算数値、2018(平成30)年度以降は2018(平成30)年度当初予算から推計した数値

単位:百万円

区 分	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)	2008(平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)	2011(平成23)	2012(平成24)	2013(平成25)	2014(平成26)	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(平成31)	2020年度	2021年度
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
歳 入	地方税	13,424	13,828	15,361	15,795	14,399	14,665	14,873	14,278	14,808	14,379	14,350	14,711	14,261	14,637	14,734	14,685
	地方譲与税	1,097	1,501	720	710	666	644	628	588	556	537	555	555	555	548	540	531
	各種交付金	2,303	2,230	1,965	1,893	1,822	1,788	1,684	1,533	1,633	1,662	2,130	2,279	2,205	2,155	2,603	2,646
	地方交付税	9,720	9,269	8,516	9,123	9,911	11,082	11,202	10,953	11,182	11,419	10,781	10,572	9,545	9,435	8,876	8,853
	分担金・負担金	218	202	484	490	882	843	545	559	570	585	512	517	721	718	714	711
	使用料・手数料	1,188	1,178	882	859	462	454	755	787	808	833	795	762	545	550	556	556
	国県支出金	6,035	5,490	5,975	6,122	8,594	7,967	8,870	7,009	8,375	7,789	7,703	7,347	7,690	7,373	7,027	7,109
	財産収入	126	74	151	125	144	99	125	135	106	1,024	135	158	89	89	89	89
	寄付金	7	43	27	33	22	32	24	9	9	25	66	114	75	75	75	75
	繰入金	783	650	1,230	969	809	137	184	1,477	785	1,462	116	449	2,202	1,288	1,581	1,206
歳 入 総 額	諸収入	2,647	1,995	1,907	1,617	2,703	1,724	2,541	2,202	2,230	2,105	2,169	1,723	1,085	1,085	1,085	1,085
	地方債	4,219	7,597	5,281	5,463	4,308	6,023	6,812	4,641	5,310	5,205	6,842	4,210	6,373	4,898	3,577	3,513
		41,767	44,057	42,499	43,199	44,722	45,458	48,243	44,171	46,372	47,025	46,125	43,257	45,346	42,851	41,457	41,059

注)各種交付金……利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、

交通安全対策特別交付金

単位:百万円

区 分	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)	2008(平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)	2011(平成23)	2012(平成24)	2013(平成25)	2014(平成26)	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(平成31)	2020年度	2021年度
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
歳 出	人件費	9,842	9,654	10,122	9,865	9,060	9,015	8,700	8,873	8,629	8,718	8,470	8,763	8,677	8,794	8,930	8,870
	物件費	5,827	5,543	5,555	5,615	5,991	6,015	5,973	6,112	6,393	6,413	6,272	6,448	7,863	7,157	7,177	7,088
	維持補修費	644	666	844	814	788	746	732	644	481	579	433	413	474	467	460	449
	扶助費	5,111	5,242	5,506	5,509	5,547	6,708	7,086	7,094	7,216	7,490	7,835	7,790	7,527	7,382	7,241	7,171
	補助費	2,736	2,982	2,715	3,454	5,425	3,767	4,642	4,614	4,228	4,705	4,586	4,023	5,020	4,765	4,696	4,655
	公債費	5,857	6,026	6,465	6,828	6,614	6,289	6,478	6,504	6,767	6,660	6,667	6,437	6,377	6,092	5,788	5,667
	積立金	1,444	1,841	1,337	894	1,414	2,592	998	1,232	1,626	1,051	1,161	780	421	499	399	399
	投資及び出資金・貸付金	793	578	311	256	194	243	680	242	356	196	433	691	221	205	278	278
	繰出金	3,214	2,942	3,644	3,138	3,146	3,149	3,548	3,270	3,170	3,317	4,433	3,379	2,461	2,420	2,427	2,421
	投資的経費	5,431	7,863	5,302	5,814	5,659	5,176	8,050	4,313	6,052	6,841	6,376	3,409	6,274	5,039	4,030	4,030
歳 出 総 額	予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31	31	31
		40,899	43,337	41,801	42,187	43,838	43,700	46,787	42,898	44,918	45,970	45,219	42,133	45,346	42,851	41,457	41,059